

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和 7 年 2 月定例会
(2 月 2 0 日)

令和 7 年 2 月協議会
(2 月 2 0 日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和 7 年 2 月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(2 月 2 0 日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	4
日程第 3 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	5
日程第 4 議案第2号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）	6
日程第 5 議案第3号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について	8
日程第 6 議案第4号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算	15
日程第 7 議員提出議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	34
日程第 8 一般質問	35
閉 議	54
管理者挨拶	54
閉 会	54

令和7年2月渋川地区広域市町村圏 振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和7年2月20日（木曜日）

出席議員（15人）

1番	高野佳美	議員	2番	善養寺孝	議員
3番	板倉正和	議員	4番	田村なつ江	議員
5番	田中猛夫	議員	6番	生方勇二	議員
7番	飯塚憲治	議員	8番	廣嶋隆	議員
9番	清水健一	議員	10番	田邊寛治	議員
11番	安力川信之	議員	12番	茂木弘伸	議員
13番	望月昭治	議員	14番	角田喜和	議員
15番	小池春雄	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	南千晴	副管理者	伊勢久美子
事務局長	島田志野	消防長	山田知巳
消防本部長	角田泰紀	消防署長	原孝二
会計管理者	生方茂樹	総務課長	根井邦彦
事業課長	外丸正一	清掃センター長	荒井一浩
環境クリーンセンター所長	横手和敏	消防本部長	萩原勇人
消防本部長	狩野設衛	消防本部長	石田正外
総務課長	狩野健一	消防本部長	藤木雅
企画財政係長	山本豊彰	消防本部長	関口剛士
事業課管理係長		消防本部長	

事務局職員出席者

書記長	石北 仁	書記	都丸 健一
書記	町田 直哉	書記	鶴巻 大輔

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和7年2月20日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 - 第 4 議案第2号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）
 - 第 5 議案第3号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について
 - 第 6 議案第4号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算
（提出者説明、質疑、討論、表決）
 - 第 7 議員提出議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
（提出者説明、質疑、討論、表決）
 - 第 8 一般質問
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前 10 時

議長（安力川信之議員） おはようございます。これより令和 7 年 2 月渋川地区広域市町村圏振興整備組合
議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人で、議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

開 議

午前 10 時

議長（安力川信之議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（安力川信之議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 会期の決定

議長（安力川信之議員） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（安力川信之議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において1番、高野佳美議員、15番、小池春雄議員を指名いたします。

日程第3 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（安力川信之議員） 日程第3、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

一般議案・条例関係の議案書2ページをお願いいたします。初めに、提案理由を申し上げます。令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、罰則に係る刑の種類について用語の整理を行うとともに、所要の経過措置を定めるため、改正をしようとするものであります。

次に、議案の内容についてご説明申し上げます。なお、3ページに議案第1号参考資料1として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合行政不服審査会条例の一部改正に係る新旧対照表を、4ページに参考資料2として、渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護審査会条例の一部改正に係る新旧対照表を添付いたしましたので、併せてごらんください。

1ページにお戻りください。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものであります。

第1条は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合行政不服審査会条例第7条中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第2条は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護審査会条例第10条中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

附則といたしまして、第1項は本条例の施行期日について定めるもので、刑法等の一部を改正する法律の施行に合わせて令和7年6月1日から施行しようとするものであります。

第2項は、本条例の施行前にした行為の処罰は、従前の例による経過措置を定めるものであります。

第3項は、本条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定により従前の例によることとされる等の罰則を適用される場合における経過措置を定めるものであります。

2ページをお願いいたします。第4項は、拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定により、従前の例によることとされる等の人の資格に関する経過措置を定めるものであります。

以上で議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑に対しては1人3問として、1回目の質疑は登壇して行い、2問目以降は自席にてお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）

議長（安力川信之議員） 日程第4、議案第2号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第2号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、最終処分場建設事業について繰越明許費の設定をご提案申し上げます。

のであります。

内容等につきましては、事務局長からご説明申し上げます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 議案第2号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表、繰越明許費によりたいと思います。

2ページをお願いいたします。第1表、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。なお、3ページに議案第2号参考資料といたしまして、令和6年度2月補正予算一般会計繰越明許費事業一覧を整理いたしましたので、併せてごらんください。繰越明許費であります、3款衛生費、2項清掃費、事業名、最終処分場建設事業は、2事業合わせて7,376万1,000円であります。内訳であります、3ページの事業一覧の事業名等の欄、3行目、渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場建設に伴う測量調査等業務委託3,647万7,000円は、次期最終処分場建設に伴う測量調査一式であります。

4行目、渋川地区広域市町村圏振興整備組合次期最終処分場道路改良工事測量設計等業務委託3,728万4,000円は、次期最終処分場道路改良工事測量設計等一式であります。これらは建設位置等について関係者との調整に時間を要していることから、年度内では適正な履行期間を確保できないため、繰越明許費をお願いするものであります。

なお、いずれの業務委託も変更後の工期を令和7年5月30日とするものでございます。

以上で議案第2号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番、廣嶋隆議員。

8番（廣嶋 隆議員） ただいまの説明では、測量等が期間内で終了しないので繰越しという説明をいただきました。私は、昨年10月の定例会で測量、地質調査の進捗状況について質問をいたしております。その中で、答弁では9月末現在において全体の約30%を終了、ほぼ予定どおり進捗していると考えているという答弁がありました。これ以降、恐らく何らかの理由があったと思います。この辺の具体的な説明を求めます。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま廣嶋議員よりご質疑をいただきました。こちらにつきましては、廣嶋議員

の一般質問のほうでもございますが、併せてちょっと説明をさせていただきます。

まず、次期最終処分場の建設に伴う測量調査の業務委託につきましては、今年度予定しておりましたのが、測量調査といたしましては基準点測量、現地測量、また路線測量、用地測量、そのほか分筆登記、補償調査、地質調査、河川占有申請、こういったものでございました。また、次期最終処分場の道路改良工事の測量設計等の業務委託につきましては、道路設計、平面交差点設計、測量調査、そうしたことから現地測量、路線測量、用地測量、そのほか分筆登記、補償調査、地盤試験であるCBR調査、こういったことを予定しておりました。こうした中で、測量調査業務委託、道路改良の工事の測量設計、このともに調査をしていく中で、例えば地盤が思ったよりも硬かった部分があり、そちらのほうの調査をするのに時間を要したことがあったり、あるいは地権の関係者の方々ともいろんなやり取りをしていく中で、少し測量の範囲を見直してみたり、そういったことがあったため、どうしても今後の事業としまして今70%ほどは進んでおりますけれども、立ち木などに係る補償の調査の業務ですとか、報告書等の資料の作成業務、こういったものを繰り越さなければならないような事態が生じておるといようなことでございます。こちらにつきましては、業者とも打合せを繰り返していく中で、変更期限の中で業務完了できる見込みということは確認を取らせていただいております。そうした中で、全体スケジュールに大きな影響は与えないということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 質問を終了します。

議長（安力川信之議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について

議長（安力川信之議員） 日程第5、議案第3号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町

村の負担金分賦割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ただいまご上程いただきました議案第3号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

一般議案・条例関係の議案書5ページをお願いいたします。令和7年度における関係市町村の負担金分賦割合を別紙のとおり定めるため、渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約第15条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

初めに、提案理由を申し上げます。広域組合が実施する事業の財源として、関係市町村の負担金を算出するための分賦割合を定めようとするものであります。

次に、議案の内容をご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。令和7年度関係市町村負担金分賦割合であります。内容は、昨年と同様の内容となっております。負担金分賦割合の(1)、均等割6%、利用者割94%に該当する経費区分は、夜間急患診療所に係る運営費、火葬場、斎場に係る運営費であります。(2)、均等割6%、搬入量割94%に該当する経費区分は、ごみ処理施設に係る運営費、周辺整備費、し尿処理施設に係る運営費であります。(3)、均等割4%、消防費基準財政需要額割96%に該当する経費区分は、消防、救急に係る経費であります。(4)、均等割6%、人口割94%に該当する経費区分は、救急医療対策事業に係る経費、職業訓練センターに係る経費、体育施設に係る経費、起債償還に係る経費、その他(1)、(2)及び(3)に該当しない経費であります。基礎数値などにつきましては、9ページをお願いいたします。表の下段、備考欄にありますとおり、令和2年国勢調査確定人口数値、令和6年度消防費基準財政需要額、その他令和5年度の実績値を使用しております。

以上で議案第3号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(安力川信之議員) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番、田村なつ江議員。

(4番田村なつ江議員登壇)

4番(田村なつ江議員) 4番、田村なつ江です。議案第3号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について質疑を行います。

ただいまご説明がありました負担金分賦割合について、均等割は渋川市、吉岡町及び榛東村で等分するとしております。ただ、この経費区分について均等割6%、4%とありますけれども、この均等割はどのような計算、または根拠をお示しください。よろしくお願いいたします。

議長(安力川信之議員) 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 負担金分賦割合につきましてということで、ただいま田村議員よりご質疑をいただきましたが、この割合につきましては、まず平成18年度の渋川市の市町村合併に伴いまして、負担金の分

賦割合を見直しております。このときにつきましては、均等割10%、それ以外は90%、こういったことで協議がされておりました。ただし、激変緩和措置といたしまして、平成18年度から平成22年度の5年間は均等割6%、利用者割、搬入量割、消防費基準財政需要額割、人口割及び引受延べ戸数割、また当時ありました農業共済事業を含めて、それを94%ということで会議の中で決まっております。その後も何度か見直しをございまして、見直しのたびに激変緩和ということを継続をしていくというような話で進んでおりましたが、最終的に平成26年度に改めて正副管理者の中で協議が行われております。その際に、現在の負担金分賦割合の負担金ということで決定をいたしまして、激変緩和措置を廃止いたしました。こちらについて議会に諮らせていただき、議会でも承認をいただいたというようなことでございます。以上です。

議長（安力川信之議員） 4番。

4番（田村なつ江議員） ただいま答弁をいただきました。この6%、4%の前には均等割で10%のこともあったということで、激変緩和措置ということであったかというような答弁をいただきましたが、これもそうなのですけれども、そのときは10%だった。今、均等割が物によって6%、4%、これを出したもとになるのがやっぱりあると思うのです。そのときは10%で、最初は10%だった、今の答弁の中にありました。それが悪いというわけではないのですけれども、そのもとになる10%がどこから引き出されてきたものか。

私が聞いたかったのは、ちょっと10%については分かりませんが、今回ここに示されているように、均等割は物によって分賦割合が6%、4%だったりするわけです。そのものについて6%がどこから出てきたのかというのをお示ししていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま6%がどこから出てきた数字かという根拠のご質疑をいただきました。これにつきましては、当時は理事制でありましたので、理事の皆さんで話し合いをした中で数字が導き出されたということは承知はしておりますけれども、その根拠という細かいところになりますと、申し訳ございません、ちょっとただいま手元にはございませんので、そちらは答弁することができません。大変申し訳ありません。理事会のほうでそのような数字が出てきたということで承知をしておるということでございます。

議長（安力川信之議員） 4番。

4番（田村なつ江議員） ただいま答弁をいただきました。答弁では、そのときの理事により決定されたということで、根拠のないような話ししているのですけれども、それが悪いというわけではないですけれども、こういう曖昧な決め方というのは非常に今後よくないと思いますので、しっかりやっていただきたいと思いますので、その辺は指摘をしておきます。

それでは、3問目になってしまうのですが、質疑をさせていただきますが、構成市町村の負担金合計は、令和4年度決算では約28億円、令和5年度ではそれ以上に増えております、その後は。昨年あたりの地方債残高は二十数億円でした。様々な事業の多くは構成市町村の負担金で賄っているわけでありましてけれども、構成市町村には、これとは比べものにならない額の負担金を求めていくことになると思います。この増大する構成市町村の負担金はどのようにお考えなのか、また住民にどのようにこのようなことを伝えて

いこうと考えているのかをお聞かせください。答弁につきましては、各副管理者、南副管理者、柴崎副管理者、伊勢副管理者によりしく願いをいたします。

議長（安力川信之議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 今、田村議員のほうから分賦割合をどのように住民に説明するかというお話と、これをどのように捉えているかという質問をいただきました。それぞれの割合につきましては、それぞれの管理者、以前からの割合を受け止めて、現在進めさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

それと、これを住民にどのようにするかというのは、当然町の広報、あるいはいろんなところから住民に説明するわけですが、細かい内容につきましては、また正副管理者の中で協議させていただいて、そのやり方につきましては、また相談させていただきたいと思っております。以上です。

議長（安力川信之議員） 南副管理者。

（副管理者南 千晴登壇）

副管理者（南 千晴） 答弁させていただきます。

割合負担金が増えていくというお話で、やはり正副管理者会議の中でも、今各市町村の財政状況等も非常に厳しい状況があったり、電気料だったり物価高騰の、また人件費の高騰でかなり厳しいと。やっぱりそれも考えた上で広域の事業を進めていくというようなことで、今正副管理者会議でもいろいろ議論をしているところでありますので、引き続きそこでしっかりと話をしていきたいと思っているところであります。

また、負担金分賦の割合につきましては、過去の経緯等もありますし、また正副管理者会議の中でも県内のほかの広域の負担金等の状況がどうなっているのかということも調査をしながら会議の中で進めている状況でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

村民に対する周知も、また正副管理者会議の中でもしていきたいと思っておりますけれども、村のホームページ等でも広域のほうのリンク等を張ってみたりもしておりますし、それぞれの議会の中で広域に関する予算もありますので、議会だより等でもそういった内容も出ているというふうに周知をしているところであります。

議長（安力川信之議員） 伊勢副管理者。

（副管理者伊勢久美子登壇）

副管理者（伊勢久美子） ただいま田村議員より広域の負担金がこれから増えていく、そういったものをどのように住民周知を図っていくのか、また今後増大する負担金をどのように市町村で負担をしていくのかというようなご質問をいただきました。当然ではございますが、今少子高齢化の中で、非常に各自治体の財政状況は厳しい状況でございます。広域の担っている業務につきましては、ごみの処理、また夜間急患、そして消防など住民生活に直結する内容がほとんどでございます。そして、そういった施設が老朽化することにより、そちらの施設の維持管理、また処理に係るお金についても膨大になっていくことが今後予想されております。そういったものについては、広域組合においても今後の財政負担についての推計を出しております。そういった中においては、今後、今よりもますます厳しい状況にあるということは承知をい

たしておるところでございます。

例えばごみ処理施設においては、今後長寿命化を図っていく必要がございます。そして、そういった施設をさらに長寿命化を図るためには、住民の方たちに、例えば生ごみを水切りをして処理をするですとか、リサイクルを増やしていくなど、ごみを処理するお金を少なくしていくような啓発を図っていくことが必要であります。

また、消防、救急などにつきましても適切な利用を心がけていくなど、住民への周知は欠かせないことというふうに思っております。いずれにいたしましても、そういったことをきちんと住民の方たちにご理解いただきながら、今担っている業務をさらに効率的に行っていくような工夫を図っていきたいというふうに思っております。

議長（安力川信之議員） 15番、小池春雄議員。

（15番小池春雄議員登壇）

15番（小池春雄議員） 負担金分賦割合についてお尋ねをしますけれども、均等割が6％、そして利用者割が94％ということで、これが既成事実のように思われておりますけれども、これ私思い起こしますと、ちょうど20年ぐらい前ですけれども、以前は、これが8か市町村で、それで10％の均等割でした。それが合併することによって、均等割が構成団体が3か市町村になりますから、そうすると3か市町村になると、今まで8で割っていたものを3で割るということで、これはこの当時、吉岡町と榛東村が合併しませんでしたから、10％の負担はとんでもないということで何とかしてほしいという理由で、その当時、正副議長であったり、担当の広域の組合の議員だったりした人は、合併の前でしたから、町村が大変なことになるというので、8か市町村を回って、何とかこれを下げてほしいという訴えを行ったのです。私、そのことは鮮明に覚えておりますけれども、ですから結果的に、これは合併する以前もそうでしたし、合併してからも、これ大変議論になったことで、会議が10時に始まって、この負担金分賦割合のことだけで4時までもめたことがあります。本来質疑というのは3回でおしまいなのですが、私そのとき13回とか14回質疑したのを覚えています。というのは、これだけ問題のあることであるから、当時の宮下議長が発言を許可するというので、本当にこれ大激論したのです。

その当時というのは、これにはちゃんと書いてあるのですけれども、負担金分賦割合というのは、条例になると、毎年その都度協議して決めるとなっているのですけれども、そここのところを見落としていたのですから、事務局のほうもずっとそれが出ていて、そういうものだなと思っていたのですけれども、そうではなくて、ちゃんとそこに書いてあるではないかということで、毎回予算のときには負担金分賦割合について、この割合を決めるというふうになっているものですから、それでちゃんとこれで諮るようになったのです。ということは、当時の考えから見ますと、吉岡、榛東については、前は10％だったけれども8で割れた。しかし、今度は6％になったけれども、これを3で割っているということでは、結果的には吉岡、榛東というのは余分に負担をしているということなのです。本来のやり方というのは、ごみであれば搬入量割、中には夜間医療とかがありましたよね。夜間救急、これらについては、果たしてこれも6％でいいのか。私はこれも利用者割でいいのではないかと思います。特に、でもこのことは広く同じに使われていますよねというのであれば、多少数字が動いてもいいと思うのですけれども、私は基本的というのは、利用者割であったり、搬入量割であったり、基準財政需要額割であったり、人口割それぞれが100％

で、要するに利用者割でいいのではないかと思うのです。その中で、どうしても特にこの部分については均等割が必要だという分については均等にするというので、もう一度このことを先に、今は皆さん、このまま、ああ、そういうものだと思って、先ほど田村議員のほうからも話がありましたけれども、こうなっていると、そういうものだと思ってきてしまうのですけれども、これが決定されるプロセスというのは、本当に豚を殺すような騒ぎをして、もう大変です。大変だって、休憩を何回も何回も挟んで、それでも取りあえずここで、これから直していくから、取りあえず今回はこの部分で納得してくれというので、今の均等割6%、利用者割94%と、その中の消防、救急に係る経費は、これは違っていますね。こういうふうになったのです。ですから、やっぱり原点に立ち返ってもらって、条例でもその都度、議会で決めるというふうになっておりますので、吉岡、榛東の管理者においては、やはりこの数字では全てが人口割だったり、搬入量割だったり、基準財政需要額割で、人口で割り戻せば均等になるのだと。しかし、今は重い負担を課せられているのだということは認識した上で、ぜひとも今後についての協議をしていただきたいというふうに、田村議員が先ほど副管理者と言いましたけれども、私これも、原点に立ち返って、正副管理者に過去のことも踏まえて、今後当たっていただきたいというふうに思いますけれども、その部分についての見解をお尋ねをいたします。

議長（安力川信之議員） 管理者と全部副管理者もですか。

15番（小池春雄議員） そうです。

議長（安力川信之議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 広域組合の市町村分賦負担割合については、過去に小池議員からもるご説明がありましたけれども、経過があったということは承知をしております。なかなかこれがベストだという線を描くのは難しいことだと思います。

ただ、それぞれの構成市町村においても人口動態も変わってきておりますし、社会経済状況の形も変わってきていると思います。そういったこともしっかりと踏まえて、分賦負担割合をみんなで合意が得られるように調整していくことが必要であると考えております。これが絶対だと、このことでずっといくということではないと私も思っております。今年は、令和7年は国勢調査の年でもあります。そういった人口動態等の動向を見ながら、みんなが合意できる、そういった分賦割合にしていく必要があると考えております。

議長（安力川信之議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 分賦割合につきましては、毎年管理者、正副管理者の中で協議させていただいております。今年度につきましては、吉岡としては、現段階では妥当であるというふうに認識しております。

議長（安力川信之議員） 南副管理者。

（副管理者南 千晴登壇）

副管理者（南 千晴） 負担金の分賦割合に関しましては、過去の経緯等も改めて小池議員から今伺って、先輩議員からそういうようなお話を聞いたなということを私も改めて感じたところであります。

管理者がおっしゃったように、今の分賦割合が正しいとか、これが絶対だということではないと私も認

識しておりますし、正直一番小さい規模の榛東村にとっての均等割は大きな負担であると考えているところであります。今回も正副管理者の会議の中で協議をしまして、引き続き協議をしながらやっていきたいなと思っているところであります。

議長（安力川信之議員） 伊勢副管理者。

（副管理者伊勢久美子登壇）

副管理者（伊勢久美子） これまで管理者、副管理者がお話をしたように、負担金の分賦の割合が固定的なものでないということは事実であると思います。しかし、この負担金が今の状況に落ち着いているという経過も過去にいろんな話の中であるのかというふうに思っております。いずれにしても、見直しをすることによる影響、またそれを住民の方にどのように理解していただくかということも含めて、合理的な妥協点を今後探していくことが必要だというふうに思っております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 今のこういう均等割が6％、そして利用者割であったり、基準財政需要額割であったりしてはいますけれども、96％という割合で。でも、これが決まったときには、取りあえずこういうことなので、これをのんでくれということで落ち着いたのです。これ決定的に先ほど南副管理者の話がありましたけれども、このことというのは、8か市町村あったところの、それを3に割ったのです。たしかそのとき10％でした。だから、6％が確かにそれは緩和されました。でも、割を食うのは小さい自治体なのです。計算するのは、それは僅かと皆さんが言っているのだと言うなら、それはそれまでだけでも、そういう問題ではなくて、このことというのは、そういう歴史経過がありますから、その歴史経過を踏まえて、そのときの人たちというのは本当に真剣で、もう大変なことになってしまうというので8か市町村を回ったということなので、吉岡、榛東がひどかったのです。その当時の議員であるとか、町村長も一緒です。そういうことがあって、ここに来ているのですから、今のこの数字を見てしまうと、ああ、こういうものだなと思っているけれども、そうではなくて、これは当時は自分のところの負担をもっと減らすということちょっと語弊がありますけれども、結果的には減らせるけれども、多くの貢献になるのだという観点から、特に構成している吉岡、榛東の副管理者は、管理者会議の中でやはり経験を学んで、そしてこの数字を出してはどうかということを確認していただきたいと、また要求していきたいということを申し上げまして、終わります。

議長（安力川信之議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算

議長（安力川信之議員） 日程第6、議案第4号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第4号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和7年度の予算編成に当たっては、本組合の事業実施計画に掲げた施策の考えを踏まえつつ、前例踏襲や既成概念にとらわれず、事業の必要性、有効性及び効率性を観点に取り組みました。また、関係市町村の財政事情が非常に厳しい状況にある中で、経常経費の縮減に努めるとともに、老朽化が進行している施設や設備の補修及び次期最終処分場の建設など、緊急性の高い事業について優先的かつ重点的に予算編成を行いました。

令和7年度予算の概要について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ40億3,168万3,000円で、前年度当初比3,294万4,000円の増額となります。

次に、主な事業について申し上げます。救急医療事業では、地域住民の常時診療体制を確保するため、在宅当番医制、歯科在宅当番医制及び病院群輪番制病院事業に対し、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会等に補助を行います。また、初期救急医療として、夜間急患診療所の運営を行います。

火葬場、斎場事業では、しらゆり聖苑の管理について、引き続き指定管理者制度により、施設の適正な維持管理及び利用者へのサービスの向上に努めてまいります。また、老朽化した空調設備及び監視カメラの更新工事を実施いたします。

ごみ処理事業及びし尿処理事業では、業務の充実を図るため、老朽化が進む施設設備の計画的な補修工事を実施するとともに、旧小野上処分場の土砂の撤去を行います。また、次期最終処分場の建設では、用地買収及び基本設計などを行います。

消防、救急事業では、消防力の維持、充実、強化を図るため、令和6年度に引き続き消防指令システムの更新整備を行います。

また、消防庁舎関係では、旧西分署の解体工事を実施いたします。

以上、令和7年度一般会計予算について提案理由を申し上げます。なお、詳細につきましてはこの後事務局長及び消防長からご説明申し上げます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 議案第4号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合予算書及び予算に関する説明書1ページをお願いいたします。令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計の予算は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億3,168万3,000円と定めたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によりたいと思います。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によりたいと思います。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によりたいと思います。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めたいと思います。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、ここに記載したとおり定めたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。事項欄1行目、廃プラスチック中間処理業務委託は、期間、令和7年度から令和10年度、限度額1億1,383万7,000円を設定するものであります。これにつきましては、廃プラスチックの中間処理業者との契約が令和7年度末までとなっており、令和7年度中に令和8年度からの保管施設の届出を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

（3番板倉正和議員午前10時53分退席）

第3表、地方債であります。起債の目的欄1行目、火葬場斎場整備事業は、しらゆり聖苑管理事業で、老朽化した空調設備の更新工事及び監視カメラの更新工事に係るもので、限度額は1億620万円であります。地方債は一般事業債で、充当率は起債対象額の75％であります。2行目、最終処分場建設事業は、次期最終処分場用地購入及び吉岡町道拡幅用地購入に係るもので、2事業合わせた限度額は9,820万円であります。地方債は、次期最終処分場用地購入が一般廃棄物処理事業債で、充当率は起債対象額の100％、また吉岡町道拡幅用地購入が地方道路等整備事業債で、充当率は起債対象額の90％であります。3行目、高機能消防指令システム更新整備事業は、高機能消防指令システム更新整備工事に係る負担金で、限度額は2億2,530万円であります。地方債は、緊急防災・減災事業債で、充当率は起債対象額の100％であります。交付税額積算は起債額の70％、交付税算入理論値は1億5,771万円であります。4行目、防災情報通信ネットワーク整備事業は、群馬県防災情報通信ネットワークシステム衛星回線整備工事に係る負担金で、限度額は1,460万円であります。地方債は、緊急防災・減災事業債で、充当率は起債対象額の100％であり

ます。交付税額積算は、起債額の70%、交付税算入理論値は1,022万円であります。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。地方債の総額は、合計の欄4億4,430万円であります。

(3番板倉正和議員午前10時54分出席)

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入について、主なものをご説明申し上げます。なお、これからの説明は款項目につきましては、それぞれ左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金であります。総額31億3,337万1,000円で、前年度に比べ5,091万円、1.65%の増であります。主な増額の理由は、職員人件費、環境クリーンセンター管理事業の増によるものであります。

2款使用料及び手数料2項手数料は2億6,298万9,000円で、前年度に比べ236万9,000円、0.9%の増であります。

2目衛生手数料1節清掃手数料、説明欄1行目、事業系一般廃棄物処理手数料2億3,733万6,000円は、前年度に比べ424万6,000円、1.8%の増であります。説明欄最下行、家庭系一般廃棄物処理手数料2,296万8,000円は、前年度に比べマイナス200万2,000円、8.0%の減であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。3款国庫支出1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金2,192万1,000円は、前年度に比べ365万8,000円、20.0%の増であります。1節清掃費補助金、説明欄の循環型社会形成推進交付金は、最終処分場建設事業及び清掃センター長寿命化事業に伴う国からの補助金であります。

5款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は47万9,000円で、前年度に比べ41万2,000円、615%の増であります。主な増額の理由は、1節土地建物貸付収入、説明欄2行目の送電線線下補償料の増であります。今回は、旧清掃センター766.97平方メートルに係る報償料であり、これは3年ごとに報償料を受け入れるものであります。

7款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金8,504万7,000円は、前年度に比べ2,757万3,000円、48.0%の増であります。これは、財産管理事業、しらゆり聖苑管理事業、一般廃棄物処理施設整備推進事業及び消防庁舎等建設等事業にそれぞれ充当するものであります。

2目ふるさと市町村圏基金繰入金115万3,000円は、ふるさと市町村圏事業費に充当するもので、前年度に比べマイナス77万3,000円、40.1%の減であります。

12ページ、13ページをお願いいたします。8款1項1目繰越金は、前年度同額の1,000万円であります。

9款諸収入2項雑入7,003万9,000円は、前年度に比べマイナス566万5,000円、7.5%の減であります。主な減額の理由は、説明欄に記載はございませんが、群馬県消防学校に派遣している職員1名の期間満了に伴う職員給与費負担金の減によるものであります。説明欄2行目の残骨灰売払収入841万5,000円は、渋川広域斎場、しらゆり聖苑の火葬業務において生じる残骨灰の売払処分による収入を見込んだものであります。説明欄3行目の有価物売払収入5,179万5,000円は、清掃センターで資源回収するスチール、アルミ、破碎不適物及びペットボトルの売払収入を見込んだものであります。5行目、再商品化委託返戻金676万1,000円は、日本容器包装リサイクル協会などから再商品化委託料の一部が還元されるものであります。

10款組合債につきましては、4ページの第2表、地方債において説明いたしましたので、説明は省略さ

せていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。説明につきましては、説明欄の二重丸で表記してある事業の中で主なものをご説明させていただきます。

1 款議会費は132万2,000円で、前年度に比べ1万1,000円、0.8%の増であります。

2 款総務費は1億7,470万2,000円で、前年度に比べ1,864万4,000円、11.9%の増であります。1 項総務管理費 1 目一般管理費は、給料、職員手当、共済費を計上しておりますが、これ以降、各款におきまして同様の職員人件費を計上しておりますので、人件費の総額をここでご説明させていただきます。職員数は、職員184人、再任用職員6人、パートタイム会計年度任用職員4人、計194人で、前年度に比べ職員は1名増であります。職員人件費は総額15億8,186万2,000円、前年度に比べ5,850万3,000円、3.9%の増であります。主な増額の理由は、令和6年人事院勧告による給料表改定及び期末勤勉手当の増によるものであります。

16ページ、17ページをお願いいたします。説明欄下から5段目、人事給与システム事業は、人事及び給与管理に関するソフト等の借上げ料が主なものであり、長期契約が満了するため、新たにリース契約を行うものであります。また、令和8年度子ども・子育て支援納付金対応のため、システムを一部改修いたします。

説明欄下から4段目、財産管理事業は、渋川市との土地交換における差額分の用地を購入するものであります。

説明欄最下段、派遣職員給与費は、構成市町村からの派遣職員の給与等の負担金であります。

18ページ、19ページをお願いいたします。説明欄3段目、情報機器等整備事業は815万8,000円で、主に事務局、消防本部のネットワークサーバー及びパソコンのリースに係る経費であります。

20ページ、21ページをお願いいたします。2 項ふるさと市町村圏事業費、1 目活動事業費235万2,000円は、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して行う事業であります。前年度に比べマイナス3万3,000円、1.4%の減であります。

22ページ、23ページをお願いいたします。3 款衛生費は16億9,970万3,000円で、前年度に比べ1億8,249万6,000円、12.0%の増であります。1 項 1 目保健衛生費は3,620万3,000円で、前年度に比べ8万5,000円、0.2%の増であります。説明欄1段目、在宅当番医制事業は、地域の初期救急医療体制として、休日における内科及び外科の診療に対し、渋川地区医師会に補助するものであります。

2 段目、歯科在宅当番医制事業は、休日における歯科診療に対し、渋川北群馬歯科医師会へ補助するものであります。

3 段目、病院群輪番制病院事業は、2次救急医療として5つの病院の輪番制により、毎夜間及び休日の診療に対して運営費を補助するものであります。

2 目夜間急患診療所費は、初期救急医療体制として毎夜間、内科、外科及び小児科の診療を行うための経費で、前年度に比べ117万円、4.1%の増であります。主な増額の理由は、医師等の報償金の改定によるものであります。

3 目火葬場・斎場費は2億1,051万1,000円で、しらゆり聖苑に係る経費であり、前年度に比べ1億3,287万2,000円、171.1%の増であります。主な増額の理由は、工事請負費の増によるものであります。

説明欄 1 段目、しらゆり聖苑管理事業は、広域組合と指定管理者の責任分担に基づき、広域組合が負担する経費であります。5 行目、指定管理料は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間のうち、令和 7 年度分の指定管理料であります。6 行目、工事請負費は、火葬炉等補修工事、空調設備更新工事、監視カメラ更新工事及び高圧ケーブル張り替え工事を実施するものであります。

2 項清掃費は 14 億 2,358 万 2,000 円で、前年度に比べ 4,836 万 9,000 円、3.5% の増であります。1 目ごみ処理施設費は 11 億 6,189 万 9,000 円で、清掃センター及び最終処分場等におけるごみ処理に係る経費で、前年度に比べ 2,789 万 2,000 円、2.5% の増であります。主な増額の理由は、最終処分場建設事業の基本設計業務委託料及び用地購入費等並びに埋立施設維持管理事業の増によるものであります。

24 ページ、25 ページをお願いいたします。説明欄 2 段目、清掃センター管理事業、9 行目、委託料は、清掃センター運転管理業務及び施設の保守管理に係るものであります。最下行、工事請負費は、計画的に行っている不燃ごみクレーン・灰クレーン補修工事を行うものであります。

説明欄 3 段目、焼却施設維持管理事業、3 行目、工事請負費は、計画的に行っている焼却設備補修工事及びごみクレーン補修工事を行うものであります。

説明欄 4 段目、粗大施設維持管理事業、3 行目、工事請負費は、粗大処理施設補修工事を行うものであります。令和 7 年度は、プレス機の補修工事や回転式破碎機の補修工事等を実施いたします。

説明欄最下段、埋立施設維持管理事業は、1 行目、消耗品費は、小野上処分場の水処理に係る薬品購入及び榛東処分場砂ろ過器のろ材交換を行うものであります。

26 ページ、27 ページをお願いいたします。3 行目、工事請負費は、榛東処分場水処理施設補修工事及び小野上処分場土砂撤去工事を行うものであります。

説明欄 1 段目、最終処分場維持管理事業、3 行目、委託料は、エコ小野上処分場の運転管理業務のほか、施設の保守管理等に係るものであります。

説明欄 2 段目、リサイクルセンター施設維持管理事業、2 行目、委託料は、リサイクル品再商品化業務及び施設の保守管理に係る委託料や廃プラスチックごみリサイクルのため、資源物ストックヤードから中間処理業者に運搬を委託する業務委託料であります。

3 段目、清掃センター長寿命化事業は、長期稼働に伴う性能の低下や老朽化の対策として、清掃センターの基幹的設備、機器の更新を行い、施設の長寿命化を図るための長寿命化総合計画策定及び発注支援業務を委託するものであります。

4 段目、最終処分場建設事業は、次期一般廃棄物最終処分場の建設を計画的に実施するための事業であります。1 行目、委託料は、不動産登記等業務委託料、所有権移転登記業務委託料及び不動産鑑定評価業務委託料等であります。2 行目、測量設計委託料は、次期最終処分場の基本設計業務委託料であります。3 行目、用地購入費は、次期最終処分場用地及び吉岡町道拡幅用地の購入費であります。

2 目ごみ処理施設周辺整備事業 800 万円は、清掃センター及びエコ小野上処分場の地元への交付金で、前年度と同額であります。

3 目し尿処理施設費は 2 億 4,101 万 8,000 円で、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費で、前年度に比べ 781 万 2,000 円、3.3% の増であります。

28 ページ、29 ページをお願いいたします。1 段目環境クリーンセンター管理事業、8 行目、委託料は、

し尿処理施設運転管理等業務のほか、沈砂等の運搬、処分の業務に係るものが主なものであります。最下行、工事請負費は、酸素製造装置、前処理機器補修工事及び2次処理施設等の定期的な補修工事を行うものであります。併せて令和7年度は破碎機の分解補修工事を実施いたします。

4款労働費1項労働諸費1目職業訓練センター費は、渋川職業訓練協会が渋川地区高等職業訓練校を運営するための補助金と組合が施設維持管理を行うための経費で151万5,000円は、前年度に比べマイナス1万9,000円、1.2%の減であります。

以上で歳出の1款から4款までの説明を終わります。5款消防費につきましては、消防長から説明をいたします。

議長（安カ川信之議員） 山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） それでは、引き続き5款消防費についてご説明申し上げます。

28ページ、29ページをお願いいたします。1項消防費18億2,680万7,000円は、消防、救急体制の維持、強化及び災害時等の対応に係る経費で、前年度に比べマイナス1億5,868万1,000円、8.0%の減であります。主な減額の理由は、消防庁舎建設等事業の減によるものであります。

1項消防費1目常備消防費は17億8,110万3,000円で、前年度に比べ1億4,054万6,000円、8.6%の増であります。

30ページ、31ページをお願いいたします。説明欄3段目、職員研修事業は、消防職員の群馬県消防学校、消防大学校入校及び職員の資格取得研修等の経費であります。

4段目、救急救命士養成事業は、指導救命士の新規養成、気管挿管病院実習及び薬剤投与病院実習等に係る経費であります。

5段目、職員健康管理事業は、B型肝炎等の抗体検査、予防接種及び隔日勤務者を対象に特定業務従事者健康診断を行う経費であります。

6段目、消防庁舎管理事業は、庁舎の施設及び備品等を適切に管理するための経費であります。

32ページ、33ページをお願いいたします。1段目、車両維持管理事業は、消防車両に係る修繕、定期点検及び車検等の経費であります。

2段目、業務用備品管理事業は、消防用ホース及び化学防護服等の購入に係る経費であります。

3段目、職員被服貸与事業は、制服等の貸与及び火災現場等における隊員の安全を確保するために、防火服の更新を行う経費であります。

6段目、救急事業、1行目の消耗品費は、救急隊員が使用する感染防止用品、毛布等に係る経費であります。3行目の医薬材料費は、傷病者に使用する各資材、酸素ガス及び酸素マスク等に係る経費であります。4行目の委託料は、応急手当指示委託料及び特定保守管理医療機器点検委託料等に係る経費であります。

8段目、消防共同指令センター運営事業は、高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の運営負担金であります。令和6年度、7年度で実施する機器の全部更新に係る令和7年度負担金が増となっております。

34ページ、35ページをお願いいたします。1段目、防災情報通信ネットワーク整備事業は、群馬県防災

情報通信ネットワークシステムの老朽化に伴い、防災関係機関を結ぶ通信ネットワークの衛星回線設備及び地上系光ネットワーク設備の更新を行うものでございます。

2 目消防施設費は4,570万4,000円で、前年度に比べマイナス 2 億9,922万7,000円、86.7%の減であります。説明欄 1 段目の消防自動車等購入事業は、車両更新計画に基づき、老朽化した広報車を災害対応多目的車として更新するものでございます。

2 段目、消防庁舎建設等事業は、旧西分署庁舎の解体に係る経費であります。

以上で 5 款消防費の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 続きまして、6 款からご説明を申し上げます。

6 款教育費 1 項保健体育費 1 目体育施設費は、渋川地区広域圏運動場の運営管理に係る経費で33万5,000円は前年度に比べマイナス 1 万6,000円、4.6%の減であります。

7 款 1 項公債費は 3 億2,229万9,000円で、前年度に比べマイナス949万1,000円、2.9%の減であります。1 目元金は 3 億729万8,000円で、前年度に比べマイナス1,242万6,000円、3.9%の減であります。説明欄、元金償還金は組合債33件分で、減額の主な理由は、消防債の減によるものであります。

2 目利子は1,460万5,000円で、前年度に比べ293万5,000円、25.2%の増であります。説明欄、利子償還金は組合債43件分で、増額の主な理由は消防債の増によるものであります。

36ページ、37ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目予備費は、前年度と同額の500万円であります。

38ページ以降の給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書につきましては、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、別冊の令和 7 年度予算説明資料をごらんください。1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算総括表であります。歳入歳出ともに前年度予算との比較表となっております。

2 ページをお願いいたします。先ほど予算書及び予算に関する説明書においてご説明させていただきましたが、主要事業一覧表として、事業名称、予算額及び事業概要等について表形式で示してございます。具体的な事業内容についても記載をしておるものでございます。

以上で議案第 4 号 令和 7 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

4 番、田村なつ江議員。

（4 番田村なつ江議員登壇）

4 番（田村なつ江議員） それでは、4 番、令和 7 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算についての質疑をさせていただきますが、まず 1 点目、予算書21ページ、説明欄 2 行目、広報事業。この広報事業については、広域だよりを年 1 回発行しているものだと思いますが、前にも私、これは質疑をしたかと思うのですが、この広域議会が何をしているのか、またこのことについて一般市民が広域議会自体があることすら知らないという人が多いと聞いております。広報紙の回数を増やすつもりはないよう

ですが、その点についてどう考えているのか。また、構成市町村の広報紙や広域議会を例えば知らせるような方法もあると考えますが、このことについての見解を求めます。

2点目ですが、説明書の23ページ、説明欄4行目、夜間急患診療所管理事業についてです。それは先ほど説明がありましたが、渋川地区医師会に委託しているものですが、これについて今回医師等の報酬を4.1%上げるという説明があったかと思います。これは、またこのタイミングでなぜ上げてきたのか、根拠を求めたいと思います。

それから、これ医師会に委託して運営をしており、施設を維持管理していると思います。これはどのような管理をしているのかお聞かせください。

3点目、最後になりますが、予算説明書33ページ、説明欄最下行、消防共同指令センター運営事業に改めてお伺いしますが、これかなり高いような予算がついているのですが、ちょっと私のほうは分からないので聞かせていただきたいのですが、ここの中にたかさき消防共同指令センターの指令システムの保守、保守だけであればこんな高い金額ではないかなと思います。その後に、よく読んでいくと、更新整備等に係る負担金とありますが、この更新設備等とはどのようなことなのか、簡潔に答弁をお願いします。

また、先日19日の上毛新聞に掲載されておりました119番通報、現場映像もということで、26年度を目標にスマホからリアルタイムというようなことが書かれてございましたが、これは今後していくということで、リアルタイム、現場と指令室ですか、共同指令センターに見える化してつなげるというような形のことをしていくのだというふうに理解したのでよろしいのか、お伺いしたいと思います。

以上、3点ご答弁をよろしく願いいたします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま田村議員より、広報に関するご質疑、また夜間急患に関するご質疑、もう一点、消防に関するご質疑をいただいております。私のほうから、広報と夜間急患についてご答弁申し上げます。

まず、広報につきましてですが、広報を増やす考えがあるかというような問いであったかと思います。組合では、広報紙である広域だよりで現在、組合の事業を掲載したり、圏域住民にお知らせしたいことがある場合、それを記載したものを今、年に1回、7月に発行しております。これにつきましては、以前は2回出していたところですが、これから紙媒体はもちろん大事だとは思いますが、デジタル化ということもありますので、ぜひそちらのほうにも移行していく考えを持ちながら進めていきたいということ、それから内容をさらに充実させるという必要は当然あるかと思いますので、そうしたところをしっかりと考えながら、当座は1回で進めていきたいというふうに考えております。

また、市町村の広報紙への掲載等のご質疑だったかと思いますが、これにつきましては、構成市町村の広報紙には現在、組合のほうの職員採用ですとか、また各施設の年末年始の休み、こういった必要なことを掲載をしていただいております。しかしながら、スペースの問題等があるようで、組合全体の事業を掲載してもらうというのはなかなか難しい状況であるというふうに考えております。今後も住民の皆様にお知らせする必要のあることにつきましては、市町村の広報紙にも掲載してもらえるよう、現在もお願いはしておりますが、継続してお願いしていきたいと考えております。

なお、組合の広報紙である広域だよりにつきましては、内容の充実というふうに先ほど申し上げましたが、それと併せまして、田村議員から以前にもご指摘いただきましたホームページの有効活用、これにつきましては構成市町村のホームページのトップページに組合のバナーを設置してもらうことができました。3市町村、現在組合のほうのホームページに飛べるようにしておりますので、そういったところをさらに充実させていくようなことも考えていきたいと思っております。

続きまして、夜間急患についてでございます。増額改定の根拠、それからこのタイミングで増額をなぜ報償の改定するのかということでございます。まず、新たな報償金の額につきましては、医師会から参考に、平成8年度から令和5年度までの国家公務員の給与水準の変化ということで示されたものがございました。そちらですと14.7%の増ということでありましたので、おおむね15%増額することという中で、組合と医師会で協議をいたしまして、そちらで協議が調ったものでございます。おおむね15%の増額になります。

これにつきましては、報償金の改定に至った経緯として、令和6年10月2日付で夜間急患の診療事業を委託している医師会により夜間急患の診療所に勤務する医師、看護師、また事務員、報償金の改善に係る協議の依頼が医師会からございました。それを受けまして、協議をさせていただいた結果、人件費の上昇などの昨今の社会情勢の変化も踏まえて、令和7年4月1日から報償金を増額改定したいということで至ったものでございます。

それと併せて、施設の維持管理のことでご質問をいただきました。施設の維持管理につきましては、主に業者の委託となっております。環境美化の面については、年2回の業者清掃を行っており、警備面につきましては、警備業者と契約を締結して、そちらで進めております。また、設備面につきましては、自動ドアの保守点検、こちらを年3回行っております。また、月1回、監視カメラの作動確認をしておりますが、この際には事務局でも月1回ということですので、定期的に施設の確認ということで、事務局のほうでも行って確認をさせていただいております。また、蛍光灯の球切れですとか、雨漏りですとか、こういったことがある場合は医師会からも連絡がございますので、その際には事務局のほうで対応させていただいているところでございます。

議長（安力川信之議員） 山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 田村議員から消防共同指令センターの運営事業についてご質問をいただきました。予算について高額だということと、更新の内容、それから新聞報道にありましたL i v e119についてのご質問だと思いますけれども、その内容についてご説明させていただきます。

まず、予算の関係でございますけれども、協議会運営事業負担金につきましては3,330万円、指令システム更新整備に係る負担金が2億2,535万2,000円、合計いたしまして2億5,865万2,000円となります。指令システム更新整備に係る負担金につきましては、整備工事に係る負担金2億2,345万4,000円と施工管理に係る負担金189万6,000円を合算したものでございます。

なお、更新工事に係る6消防本部全体の金額となりますけれども、工事と施工管理を含めまして21億9,004万5,000円となります。更新工事の内容でございますけれども、この更新によりまして高度化が見込まれるものになりますが、まず指令システムのバックアップ強化、それから部隊運用の機能強化、車両運

用端末装置、ＡＶＭと申しますけれども、こちらの機能強化、消防ＯＡシステムの機能強化、地図データの強化、こちらにつきましては山岳地図を導入するものでございます。

それと、先ほどのＬｉｖｅ 119でございますけれども、Ｌｉｖｅ 119につきましては、現在２社ほどで同じようなものを取り扱っておりまして、こちらにつきましては、ある１社の名称となります。こちらはＬｉｖｅ 119ということで決定しているものではございませんけれども、今回の整備工事のほかに追加として、来年度Ｌｉｖｅ 119というか、映像を活用した通報システムを追加で導入する予定でございます。内容につきましては、スマートフォンによる119番通報の際に、必要に応じて現場と指令センターで通報者が撮影した映像を共有することができるシステムとなります。音声通報のみではなく、視覚的な情報をリアルタイムで収集し、通報者及び活動体を支援することができるものとなります。こちらにつきましては、ショートメールでアドレスのほうを通報者に送りまして、そちらを利用して指令センターと接続をしていただくようなシステムとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（安力川信之議員） ４番。

４番（田村なつ江議員） ただいまそれぞれ答弁いただきました。まず、１点目の広報事業からお伺いいたします。

これは先ほど以前にも質疑したときには、以前は２回だった、１回になったという答弁そのままなのですけれども、１点変えてもらったのはホームページに決めていただくという、前のページということはよく分かりました。少し進んでいただいたのかなと思うのですが、広域議会だよりには今やっている、行われている、こういう状況というか、いろんなことを話し合われて、その結果がどうだった、また一般質問等をやったときにどのような質問が出て、どのようなことの改善に至ったかというような意見が全く出ていないわけです。広域だよりについてはこういうことをやるよ、各構成市町村のほうの広報紙に上げていただくのも、例えばそちらの職員募集だったり、こういうことがあるよということで、議会が行われている内容のことを私は言っているのであって、それは全く皆さん一生懸命やっている、取り組んでいる、そういう協議している内容等が全く書かれていないということを私は指摘しておいたわけです。だからこのホームページを開いても、そのような内容についてはどのようなことが行われて、予算審議がどのように行われたという内容について、一番大事なところが、市民に知らせるべき等のところが何も載っていないというところに問題があると私は考えておりますので、その辺は再度検討していただいて、よい方向に向けていただけたらよいのではないのでしょうか。１点目の答弁は、あったら言ってください。なければ結構です。

２点目については、夜間急患診療所管理事業については、報酬をこのタイミングでということは医師会からということで、30年間見直しがなかったということで捉えてよろしいかと思うので、この辺については大変評価させていただきます。

それと、どのような維持管理施設等を、また医師会に委託して運営しているのはどのような形で見ているのかなというところをご質疑したわけですが、もちろん電球だったり、警備業者が入っていたり、点検等はしているのだよということについては分かりました。

それはいいのですけれども、まずこれを委託して、例えば診察とか、中がどのような形になっているの

か。今ちょっと問題があるようなときは、夜間だけではないのですけれども、マイナンバーカードを必要だというふうに例えば入れた場合とかは、夜間に来る方はやっぱり急患が多いので、コロナとか感染症対応なんかもあるときにどうやって、今感染症だと即入れない、どこのクリニックさん、病院さんでもそうかと思うのですけれども、そういうことが例えば委託している側から見ると、どうなっているのかなって、ずっと見てくださいというわけではないのですけれども、そういうことについても適切に行われているか、どのようなことになっているのかなというところに目を向けていただければありがたいかなと思います。

3点目ですけれども、3点目、Live119については、いろんなこと、中身がちょっと私も全部理解できないのですけれども、要は高度的なよい機械を入れるということで理解したのでよろしいのでしょうか。そうなった場合、よい機械というか、更新工事により設備というか、私の言葉で「よい」というのがいいのか悪いのか分かりませんが、今までのまんまでなく新しいものを更新するということであると、それがよいのか、今現在のもののままでというお考えは、その辺ちょっと教えていただければありがたいと思います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 田村議員より続けてご質疑をいただきました。まず、広報について、議会の内容については伝わっていないよというようなお話でございました。こちらにつきましては、現状では確かに議会の議事録の掲載はホームページの中にございますが、それだけだと、なかなか皆さんに伝わりにくいところもあると思います。でき得れば項目を設けて、例えばどういった方が議員さんになるかなんていうところですか議員名簿ですか、あるいはこんな質問がありましたなんていうのが議事録はもちろんそうなのですから、そういったものを見ていただけるような、そんなふうになんて工夫ができればいいなというふうに考えております。

（「島田さん、議会側と協議しなきゃならないわけだから、議会側と協議しますの答弁だけでいいよ」と呼ぶ者あり）

すみません。では、議会側とも当然協議をさせていただきます。そういったことを考えておりますので、議会と協議をさせていただければありがたいと思います。

また、施設の管理ということで夜間急患のところになりますけれども、夜、その場所に行くというのは、私たちのほうでもなかなかできないところもあるのですけれども、医師会の事務局等ともよく連絡取り合ったりしながら、問題が起きたりしないような形でしっかり進めていきたいとは思っておりますので、そちらをご承知いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 指令システムの更新につきまして、追加で説明をさせていただきます。

まず、指令システムの更新ですけれども、消防指令システムの機器につきましては、24時間365日、常時稼働という苛酷な使用状況にあるものでございます。こちらにつきましては、ハードディスク等を多用した構成となっております、通常5年で主要機器の中間更新、10年で全部更新を行うものでございます。バックアップ用の予備機器等も備えておりますけれども、年数を追うごとに不具合の割合も多くなってご

ざいます。常に安定稼働をする必要があることから、設備について更新をするもので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

それから、先ほど申し上げました項目につきましては、今回の全部更新に当たりまして、現状の機器の上乗せといいますか、さらに高度化を図る部分で追加となるものでございます。

以上です。

議長（安力川信之議員） 4 番。

4 番（田村なつ江議員） ただいまそれぞれ答弁をいただきました。2 点目の夜間急患診療所のところなのですけれども、先ほど局長のほうから答弁いただいたのですけれども、夜間だからなかなか行けないのだみたいな答弁をいただいたかと思うのですけれども、ここは夜間やっているところなので、昼間見に行っても中の様子は全く分からないと思うのです。だから、その点に対しては、医師会と協議をしてではなくて、医師会は医師会ですよ、委託しているのだから。その大本となる管理側がどうなっているのかなというところをちょっと見ておく必要があるのかなというところを私は言わせていただいたのであって、そこは協議する場面ではないと思います。

それと、私がなぜその辺のところといいますと、市民からも何か声は届いているのですよ、苦情だったり意見だったりという。そういうのを踏まえて、そういう必要性もあるのかなというところで、改善する部分は改善して行って、よりよいものに、また安全、安心にかかれるようなところにしていけたらと思うので、そのような質疑をさせていただいたわけであります。

それと、3 点目の消防共同指令センター運営事業については、ご答弁いただきありがとうございます。先ほどちょっと私聞くのを忘れてしまったのですけれども、新聞に掲載されたものに関しては、今ではなくて来年あたり、そういうのができていくような話をしたので、この中の予算計上の中には入っていないと理解してよろしいでしょうか、お伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 先ほどの指令センター更新事業の映像通報システムの関係ですけれども、予算につきましては今年度の予算に含まれておりません。来年度、たかさき消防のほうの全体の負担金のほうで措置される見込みであります。金額につきましても、それほど少額ではないというふうに伺っておりますので、来年度またお願いしたいと考えております。

（「7 年度に含まれていないんですね」と呼ぶ者あり）

7 年度に含まれておりません。

議長（安力川信之議員） 8 番、廣嶋隆議員。

（8 番廣嶋 隆議員登壇）

8 番（廣嶋 隆議員） 8 番、廣嶋です。2 点あります。

初めに、17 ページ、下から 4 項目め、財産管理事業、今年度予算ではシルバー人材センターの委託料が予算化されておりますが、令和 7 年度にはシルバー人材センターの委託料が計上されております。同様に、庁舎管理事業や運動場管理事業においてもシルバー人材センターの委託料が計上されております。この理由について説明を求めます。

2点目です。27ページ、上から4項目め、最終処分場建設事業、この中の用地購入費が3番目にあります。予算9,953万4,000円、この用地購入費は処分場用地8,710万2,000円と町道拡張用地1,243万2,000円の合計が9,953万4,000円になっていると思います。おのこのの用地の面積について、何平方メートルを購入するのかを求めます。以上、2点です。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま廣嶋議員より、シルバー人材の予算がないということ、それと2点目として、最終処分場の関係で用地の購入の面積というご質疑をいただきました。まず、シルバー人材の予算につきましては、来年度も今年度と同様にお願いしたいということでシルバー人材に話をいたしましたところ、シルバー人材のほうで人手が足りないというようなことがございまして、今回は遠慮させてほしいというような、そんな話があったということでございます。

また、最終処分場の面積の関係になりますが、最終処分場の建設予定地の面積につきましては、約でございますが、3万4,000平米、それから焼却灰の搬入路の拡幅の予定の面積になりますが、こちらが約5,000平米ということでございます。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） シルバー人材センターに委託しないということは、その業務を令和7年度はやらないのか、それともその分よそに委託するのか、よろしくお願いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） シルバー人材にお願いができなくなってしまうので、そちらについては、よそに委託をするということで考えております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） その予算はどういう形で予算上のっているのか、説明を求めます。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 先ほど申しました委託料につきましては、予算書の35ページをごらんいただきますと、中段のところに教育費、運動場管理事業がございます。この中の説明欄の最下段にあります委託料、こちらに含まれるものになります。

議長（安力川信之議員） 15番、小池春雄議員。

（15番小池春雄議員登壇）

15番（小池春雄議員） まず、第1点目でありますけれども、17ページにあります派遣職員給与費とありますけれども、現在、今年度ではそれぞれの自治体からの派遣だと思うのですが、内容はどのようになっているかということをまずお尋ねしておきます。

それから、2点目でありますけれども、これはごみ処理施設費ですけれども、27ページの3段目にあります清掃センター長寿命化事業とありますけれども、これはあとどのくらい使用が可能なのかということを確認をしておきたいと思います。今までも長寿命化という名の下にいろんな補修をしているのですけれ

ども、造ればそれ以上のお金がかかるのでしょけれども、古いものをいつまで直しながら使っているの
がいいのか、それとももうそんなに金がかかっておったら新しくしたほうがいいのか、またいわゆるSD
Gsの観点から考えても、やはり早く踏み切るべきものは踏み切らなければならないのだと思いますけれ
ども、今後どこまで使えるかということを確認しておきます。

それから、最終処分場でありました、結局廣嶋議員からも質問がありましたけれども、用地購入費とい
うのはこれは予定をされております面積に対するどのぐらいなのか、そして残りはどのくらいあって、今
後においての見通しというものは、もうほとんどついているのかどうかということを確認したいと思いま
す。

それから、29ページでありますけれども、29ページ、これはし尿処理施設費ですけれども、環境クリー
ンセンターですけれども、これも工事請負費で1億1,873万4,000円とありますけれども、これも随分老朽
化していると思うのですけれども、これがまたこれもいつまで使用が可能なのか、そろそろ見た感じで
すると随分古くなっていますので、もう交換の時期も近いような気がするのですけれども、修理すること
に対しての費用対効果も考えられますし、今後のクリーンセンターというのは建て替えが必要だと思いま
すけれども、今後についてはどのように考えているのかお尋ねします。

それから、33ページにあります緊急援助隊事業というのがありますけれども、これ食糧費で30万円とあ
りますけれども、30万円というのは随分少ないような気がするのですけれども、これまで聞いていますと、
あれは十数年前にありました東北の地震ですか、また能登の災害派遣にも行ったというふうに聞いており
ますけれども、このように災害が発生したときに広域市町村の消防から行くのですけれども、行った後の
人員体制というのは十分なのか、その辺というのはどういうふうに考えているのか。絶えず余裕があるの
か、そして期間とすると、どの程度の派遣が可能なのか、その辺がなかなか分からないことで、先ほど質
問がありましたけれども、それぞれの市町村というのは広域組合の、要するに私たちの市町村が運営して
いる消防隊が東北へ行ったとか、能登へ行ったとかというのは知らないのですよね。でも、そういうもの
もやっぱりアピールをしていく、住民に知らせる必要もありますし、そういう人たちがいざというときに、
どこまでふだんの業務に影響を与えずに、そちらに行ける体制ができているのかどうかというのが、やっ
ぱりその部分って私たちも見えませんが、また住民に対するアピールも必要だと思いますけれども、
それに対する考えをお聞きしたいと思います。

以上何点かお尋ねしましたがけれども、よろしくお願いします。

休 憩

午前11時58分

議長（安力川信之議員） 休憩いたします。

再開

午後1時

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

15番、小池春雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 先ほど小池議員より何点かご質疑をいただきました。私のほうからは、派遣職員についてご答弁申し上げます。

現在構成市町村からの派遣の職員は全部で4名おります。内訳といたしましては、渋川市から3名、榛東村から1名でございます。それぞれの配属先につきましては、渋川市の3名が組合の事務局、榛東村の1名が組合の契約検査課というところに派遣させていただいております。

議長（安力川信之議員） 外丸事業課長。

（事業課長外丸正一登壇）

事業課長（外丸正一） 私からは、清掃センターの長寿命化、それから最終処分場の建設、それから環境クリーンセンターのことについて答弁させていただきます。

まず、清掃センターの長寿命化についてですけれども、清掃センターにつきましては、平成5年度に今の清掃センターを建設しまして、31年が経過しております。それで、毎年、定期的な修繕を行っているところではあるのですが、令和4年には予期しない故障も発生しまして、1度ではあるのですが、2か月間休業をしたという経過もあります。長寿命化事業につきましては、清掃センターのごみ焼却処理施設を構成する重要な設備や機器の部分となる基幹的設備について更新や改良を行い、老朽化した施設の延命化、また最新機器を導入することにより、省エネルギー化を図り、CO₂削減に資する機能向上を行うものとなります。こういった大規模な工事のことを基幹的設備改良工事といいます。この工事を行うことによりまして、清掃センターの稼働期間を約15年間ほど延命化を目指すものとなります。現在計画しておりますのは、令和8年から10年度にかけて3か年、基幹的設備改良工事を行う予定となっておりますので、令和25年までの稼働を目指すものとなります。

次に、最終処分場建設事業ですけれども、吉岡町で予定されております次期最終処分場ですけれども、令和4年度に基本構想を定めました。その基本構想の中では、4ヘクタールの中から土地を選定するというになっておりましたけれども、令和6年度、今年度基本計画を行いまして、処分場の用地につきましては約3万4,000平米、道路につきましては約5,000平米、用地、用地補償費を含むのですが、それについて処分場の部分では8,710万2,000円、道路の部分につきましては1,243万2,000円となります。

それから、クリーンセンターですけれども、クリーンセンターにつきましては昭和58年から供用を開始しております。今年度で41年経過しております。令和9年から10年にかけては基幹的設備改良工事を行っているのですが、クリーンセンターにつきましては、先ほど説明しました清掃センターの基幹改良、それから最終処分場の建設ということも重なりますので、建物をもたせたいと思います。50年を目指しまして、そこまで使っていこうということで決めまして、令和17年度に新しい施設の供用を開始する予定で現在計画を進めているところであります。

先ほどクリーンセンターの答弁の中で私が令和８年度からと言ってしまったのですけれども、令和17年度から新しい施設を供用開始したいと考えております。どうもすみませんでした。

議長（安力川信之議員） 山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 小池議員のほうから、緊急消防援助隊事業についてご質疑をいただきました。初めに、食糧費30万円で足りるのかということでございますけれども、30万円の内訳でございますが、そのうちの20万円につきましては、緊急消防援助隊出動時の初期費用と現金での持参金分となっております。残りの10万円につきましては、備蓄食料、こちらが期限切れ等になりますので、こちらの更新として10万円確保しているところであります。20万円でこういった分につきましては、既決予算の流用等により対応いたしまして、かかった費用につきましては緊急消防援助隊の出動の求めというものになった場合には、全国市町村振興協会から補てんされることとなっております。出動の指示があった場合には、国のほうから補てんされることとなっております。

また、出動時の体制につきましてでございますけれども、現在渋川消防では緊急消防援助隊に7隊登録をされております。消防隊が2隊、救急隊が2隊、特殊隊といたしまして、はしご車が1隊、それから指揮隊が1隊、後方支援隊が1隊で合計7隊となります。能登半島の地震のときの出動につきましては、消防隊1隊、救急隊1隊、後方支援隊1隊の3隊で出動しているような状況でございます。

人員のやりくりについて大丈夫かということでございますけれども、出動に当たりましては、職員のほうの休暇の引揚げや休暇の移動等をして人員のほうを確保し、現在の体制を確保した上で出動を行っております。また、それを超えた場合につきましては、BCP、事業継続計画と同様に人員を確保しながら、支援のほうをしてまいりたいと考えております。人員につきましては、かつかつでやっているような状態でございますけれども、地域住民の方々に迷惑がかからないように、最低限の人員を確保して対応しているところでございます。以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

住民への活動の状況につきましては、ホームページ等で広報しているほか、各防災訓練とか、そういった場面におきまして広報のほうは実施しているところでございます。

議長（安力川信之議員） 外丸事業課長。

（事業課長外丸正一登壇）

事業課長（外丸正一） 先ほど年度のことについて訂正させていただいたのですけれども、答弁が間違っていたところがクリーン……

（「声が籠もっちゃっているよ。何言っているか分からないよ」と呼ぶ者あり）

すみません。答弁がちょっと……

（「マスクをずらして」と呼ぶ者あり）

ずらして。

（「マスクをちょっとずらして、声が聞き取りにくいんですよ」と呼ぶ者あり）

クリーンセンターで行った基幹改良工事のことについて、「令和9年から10年」と答弁してしまいましたけれども、正しくは「平成9年から10年」にかけて基幹改良工事を行いました。訂正させていただきます。

す。どうもすみませんでした。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） それでは、まず派遣職員の給与についてお伺いしますけれども、先ほどの話ですと、渋川から3名でしたっけ、榛東から1名というのがありました。私は、これ常々前から言っているのですけれども、広域組合の中に職員がそれぞれの自治体からそろえます、それはそれでいいと思うのですけれども、以前に榛東の真塩村長が副管理者でいる頃、やっぱり関係市町村の職員が派遣されていないと、広域でどういうことが決められ、どういう状態であるか、なかなか分からないのだというので、それぞれの吉岡、榛東から職員の派遣を要請したのだけれども、そのときは、実は断られたことがあったと。それから、そういうことがあったので、要請したものだから、お願いしたら、今度はうちのほうの職員が足らなくなってしまって、派遣ができなかったというような話がありました。ということは私、何が言いたいかというと、やっぱり広域組合で決まったことは決まったことだけれども、どういう課題があって進むべき方向はこういうのですよ。その現状認識というものをやっぱり職員が派遣されていって、それがそれぞれの関係市町村からそこへ行っているのであれば、広域組合の状況というものが逐一それぞれ構成市町村の職員が行っていることによって中身の内容が分かるわけです。でも、今吉岡町で言いますと、職員が派遣されていないと、つぶさな内情というのはなかなか見えてこない。管理者も替わりますし、当然職員も替わりますけれども、絶えず広域全体を見た場合に、ごみであるとか、火葬であるとか様々な事業がありますけれども、そのことというのが、職員が派遣されていると、すぐ直接関係市町村に内情が分かるのですけれども、派遣されていないと、それが分からない。でも、派遣されたとしても、その職員が与えられた仕事だけをしていると全体が分からない、全体が見えてこないということで、それぞれの関係市町村が与えられた仕事もあるでしょうけれども、それを総括をして、全体を見渡せる職員の派遣というのは必要だと思うのです。そのことによって、それぞれの関係構成市町村がその状況が見えると、ある程度理解ができるということはすごく大事なことと思うのです。そのために、ただここにありますように派遣職員というものはそういうことを念頭に置いた中での職員派遣であってほしいというふうに思いますけれども、これは先ほど言ったように以前榛東村が派遣しようと思ったら、そのときはいっぱいだった。また、要請されたら、うちは今度は人がいなくなってしまうというようなことがあるものですから、必ず構成市町村とかからは1人派遣すると、そしてその人の任務というのは、与えられた任務も必要ですけれども、また構成市町村のある部分では、そういう中がどうなっているかという派遣された、ちゃんとした意義を持ってそこに派遣されていくということが大事だと思うのですけれども、その辺についての考えというのは、管理者はいかがでしょうか。

議長（安力川信之議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 小池議員のご質問にお答えいたします。

広域組合は1市1町1村で構成しております。それぞれの地域に共通した課題もありますし、それぞれ違った課題もあります。そういったものをこの広域で処理をしているわけでもありますけれども、それぞれの市町村から職員が出向して、そして共同して同じ考えで事業を進めるということは全くそのとおりだと思いますし、私もそうあるべきであると考えております。

かつて榛東村から派遣をしようとして断ったといういきさつは私は承知しておりませんけれども、もしそういうことがあったのだとすれば、それは私と考え方は違うのではないかなと思います。私もこの管理者に就いて、広域圏、それぞれの構成団体から職員を派遣すべきではないかということで、当時町村長さんにも呼びかけたといいますか、お話をしたことがあります。趣旨については、そのとおりだということでご理解をいただきました。

ただ、現実には人事異動で職員を派遣するとなると、それぞれの町村のほうにはそれぞれのまた事情があるのだらうと思います。そういうことで、必ずしも全ての構成団体から職員が派遣される事態になってきていないという事情があります。今後それぞれの市町村、それぞれの人事の運用をしっかりと計画的に考えて、広域市町村圏構成団体からそれぞれ職員が派遣され、そして広域圏の業務をしっかりと全体を眺めて、そしてまたそれぞれ市町村に戻っていろんな業務に生かしていくということが必要であると考えております。これからそういった考え方の下に、人員の配置を考えてまいりたいと思います。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 質疑は3回。

議長（安力川信之議員） 3回。

15番（小池春雄議員） まとめて言わないと、しょうがない、分かりました。

今管理者のほうから大変理解をいただいた回答をいただきましたので、構成市町村の管理者もこれで遠慮なく、こちらのほうに派遣をすることが可能なのだということが理解できましたので、あえてまたここで詳しく聞くことはしませんけれども、ご承知おきになって、それぞれで生かしていただきたいと思います。

それから、清掃センターの長寿命化の件でありますけれども、いろんなことが何回も見直されたりしたので、私も混乱して、どうなっているのだというのが分からなくなっているの、後でいいですから、ちょっと今後の長寿命化対策に対する方向性というのを文書で出していただければと思います。そのほうが分かりやすいのかなというふうに思いますので、お願いします。

それから、用地購入費なのですが、およそ4ヘクタールある中の今回9,953万4,000円というのは、その中の何割ぐらいですかというので、その中でいわゆる話合いがついたと、売買契約がつかないところもあれば、ついたところもあると思うのです。ですから、その中の9,900万円というのは面積は届出があって、それでまた交渉中であるとか、まだ本契約ではないけれども、話がついたという。そこで、次に分からないですけれども、その中がちょっと見える状況というものを、これは後でいいですから示してください。そうすると、それを基に、また恐らく関係市町村だけが分かればいいという問題ではなくて、地域に帰れば、このことが今度は吉岡町で話がここまで進んでいますという説明ができますので、そのことも含めましてお知らせを、これ文書でもいいですから回答してください。

それと、環境クリーンセンターのことは、令和17年頃に、あと10年ぐらいはこれはもたせるそうですね。17年になると新しいものができるというふうに理解をできましたので、それは分かりました。

それと、もう一点、消防の関係でありますけれども、緊急援助隊事業の中で、これが食糧費ということがありますが、緊急援助隊事業というふうに見た場合には、ここに出てるのは食糧費だけなのでしょうけれども、それ以上にかかった部分というのは後からそれぞれ国とかそういうところからお金が

来るのだという話なのですけれども、これもできれば直近の例なら直近の例でいいのですけれども、こうであったと、だからこれだと。一般的には、これに派遣事業があるという、大体年間予算というのがありまして、その中で組合が負担する部分がこれで、国のほうがこういうものと。それに係るものはこれとこれですというのがあると、一つのこういう緊急援助があると、このくらいお金がかかるのだと。その中の広域組合で負担する部分はこういうものだというのが見えてきます。それは規模によって、それこそ変わるのでしょうけれども、そういう見て分かる、緊急援助があった場合には予算というのがこういうふうに使われるというのが見えてきますよね。そういうものが見えるようなものが、これも後でいいのですけれども、ぜひ示していただきたい。

それと、PR方法ですけれども、やっぱり広域組合というのは先ほど田村議員が言いましたけれども、なかなか住民には見えてこないという部分があります。でも、これは見えないものをやっぱり見えるようにするというのは、広域消防というのがどこかにあって、何だか知らないけれども、来てくれるというのではなくて、これは構成市町村が運営しているのだと、私たちの消防なのです。私たちの消防だから、災害があると私たちはこういうふうに出かけていって、こういう援助をしましたと理解できれば、それはやっぱり自分たちの誇りでもあるし、自分たちの構成市町村がそういう事業を行っているのだという理解もできますよね。これもやっぱり先ほど回答にあったホームページを見れば分かるというのではなくて、もう少し見える化することによって、緊急援助に対する理解というものも深まってくると思うのです。だから、事があったときに緊急援助に行くだけではなくて、このことを理解していただくということで、さらにこれからは東南海の震災があるということも想定されておりますから、そういうものに対する地域住民の、構成市町村の住民の見方というものも分かっている、それは他人事ではなくて、それを我のものに、広域組合の活動を見て自分たちのものにできると思うのです。そういう観点から、ぜひとも皆さんのそういう行動がやっぱり構成市町村の住民に理解できる姿を見せていくことというのも私は大事だと思うのですけれども、そこら辺についての考え方、またこれからの抱負があれば、その辺のありよう、やり方を示していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

休 憩

午後1時24分

議長（安力川信之議員） 着席のまま暫時休憩します。

再 開

午後1時25分

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま15番、小池春雄議員から資料請求の要求がございました。後日になりますが、各議員のもとに、

文書として3点ほど、可能な部分と可能でない部分があるそうですが、文書配付をいたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

小池議員、最後の点だけ答弁を求めますか。

15番（小池春雄議員） それは結構です。

議長（安力川信之議員） 消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 小池議員からのご質疑にお答えいたします。

PRの関係ですけれども、市町村の広報紙だとか、広域の広報紙がございますので、こちらのほうも含めまして、なかなか単独で広報を出すということは難しいとは思っておりますけれども、ある程度マスコミ等も含めて、緊急消防援助隊で出動の場合、群馬県隊ということで出ていきますので、県全体も含めてPRのほうを積極的に行っていきたいと考えております。

議長（安力川信之議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員提出議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

議長（安力川信之議員） 日程第7、議員提出議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、生方勇二議員。

（6番生方勇二議員登壇）

6 番（生方勇二議員） 議員提出議案第 1 号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議案の説明をさせていただきます。

まず、提案理由であります。議案書 3 ページ下段にあります理由に記載のとおり、刑法等の一部を改正する法律の施行により、罰則に係る刑の種類について用語の整理を行うとともに、所要の経過措置を定めるため、改正をしようとするものであり、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

提出者は、板倉正和、田村なつ江、田中猛夫、廣嶋隆、田邊寛治、望月昭治、角田喜和各議員と私、生方勇二であります。

次に、条例改正の背景であります。令和 4 年 6 月 17 日に刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布されました。この一部改正において、刑法における罰則のうち、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑を創設するなどを内容とするものであります。これを受けて、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例に規定されている懲役を拘禁刑に改めるものであります。

附則第 1 項といたしまして、この条例は令和 7 年 6 月 1 日から施行するとし、経過措置として、附則第 2 項、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第 1 号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 8 一般質問

議長（安力川信之議員） 日程第 8、一般質問を行います。

申合せ事項により質問の時間は答弁を含めて 1 時間以内といたします。質問の形式は、1 回目は一括質

問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇をお願いいたします。2回目以降は自席をお願いをいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

次期最終処分場整備計画について。

8番、廣嶋隆議員。

(8番廣嶋 隆議員登壇)

8番(廣嶋 隆議員) 8番、廣嶋隆です。議長への通告に基づき一般質問をいたします。

1、次期最終処分場整備計画について。吉岡町が第1回最終処分場候補地選定委員会を開催したのが令和2年11月25日で、6回の選定委員会を開催した後、令和4年8月5日付で選定委員会より吉岡町長に対し答申書が提出されました。はや4年が経過しました。令和6年4月から測量、地質調査が始まり、令和6年度内には基本計画が策定されます。施設完成まで残り5年となりました。令和5年3月、一般廃棄物処理施設整備基本構想では、最終処分場基本構想として6項目の計画諸元が示されております。1、処理対象区域、2、処理対象品目、3、施設形式、4、埋立期間、5、年間埋立処分量、6、施設規模となっております。広域組合としてどのようなコンセプトで最終処分場にしたいのか、つまり誰にどのような価値をどのような形で提供するのか明確に示されてはおりません。

そこで、初めの質問とします。①、最終処分場の基本方針についての考え方を伺います。一般的な答弁ではなく、具体的な答弁を求めます。

以後、細部につきましては、自席に戻り、質問をいたします。

議長(安力川信之議員) 島田事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 最終処分場の基本方針ということでございます。広域組合では、最終処分場整備に当たる基本方針としまして、安心して安全であること、周辺環境と共生できること、地域と融和できるようにすることという3つの項目を挙げております。

1つ目の安心して安全であることとしましては、被覆施設の構造、多重、安全な遮水工などの技術や設備を効果的に導入し、最先端の安全性を確保するとともに、自然災害にも強い最終処分場といたします。また、整備後も組合が責任を持って適正に管理をいたしますが、地下水等のモニタリングデータを適切に公開し、透明性の高い施設運営を図ってまいります。

2つ目の周辺環境との共生では、周辺の自然環境や生活環境の保全に努め、大気、水、身近な動植物の生息、生育環境に配慮し、また太陽光発電などの再生可能エネルギーを利活用し、環境に優しい最終処分場を目指します。

3つ目の地域と融和できるようにすることでは、最終処分場整備に当たり、地域に還元し、地域活性化に貢献できるようにし、あわせて周辺の豊かな自然、景観を生かし、地域に融和した最終処分場にすることとしております。

また、この次期最終処分場につきましては、吉岡町の上野田に建設予定でありますので、清掃センターと近い距離でございます。そうした地の利を生かしまして、子供のみならず、圏域住民も対象といたして、

清掃センターとの連携を図った環境学習の場を提供していきたいと考えておるところでございます。

議長（安力川信之議員） 8 番。

8 番（廣嶋 隆議員） 3 点について基本方針がありました。この中で、太陽光発電についてなのですが、これは法改正になって2,000平米以上は設置しなければいけないということになりましたが、太陽光発電を具体的にどのように利用するかについての考えはございますでしょうか、お伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 太陽光発電ということでご質問をいただきましたが、次期最終処分場につきまして、循環型社会の実現に資する施設となるように、地球温暖化対策として、再生可能エネルギー発電設備である太陽光パネル、こちらは設置したいと考えております。太陽光パネルの積載量、また発電所については、今後最終処分場の基本設計や実施設計、これから作成をまいりますので、その中でこういった形でということも決定をしていきたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 8 番。

8 番（廣嶋 隆議員） 次に、令和5年11月策定の渋川地区広域圏循環型社会形成推進地域計画の中の環境学習、取組11があり、子供を対象とした事業の充実があります。このような事業を行うと計画の中にはうたっていますので、「学習用の教材を作成し、ごみの発生抑制、再資源化についての意義、効果について啓発する。循環型社会をテーマにした学習会の開催や、ごみの減量・リサイクルをテーマにしたポスターの公募、親子で参加するリサイクル体験等を実施し、実体験を通じた意識啓発を図る。教育関連部署、団体等と連携し、小・中学生を対象とした環境教育や体験学習を推進する」とあります。

そこで、2 番目の質問といたします。環境学習の取組を実現するために、建設する建屋についてどのように反映させるのか、具体的な考えをお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 環境学習の取組を実現するための建屋といたしまして、現在のエコ小野上処分場には管理棟や最終処分場に見学者の通路は設置をされておりませんが、次期最終処分場では見学者の通路を設置をすることにより、より身近に浸出水の処理の工程ですとか、埋立ての状況を感じてもらえるような、そういった工夫ができないか、基本設計を作成する中で検討していきたいと思っております。

また、次期最終処分場には、エコ小野上処分場と同様に、管理棟の中には研修室あるいは環境学習のための部屋を設ける、こういった予定でおりますので、その中で実施できることについても構成市町村の要望等も取り入れながら決定していきたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 8 番。

8 番（廣嶋 隆議員） 今施設等の設計等はこれから実施するということですが、よその施設等を見学してきた体験なのですが、ごみを捨てる処理場と管理する建屋を接続して、そこをガラス張りにして、ごみ処理をするところが、例えば研修室等から見られると、そのような考え方のまず設計を持っておられるかどうかお伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） ただいま議員がおっしゃるような方法もあるのかなというふうには思ってはおりますが、令和4年度の廃棄物処理実態調査の結果によりますと、日本国内に現在約90施設以上クローズド型、今回次期処分場でも考えておる方式ですが、このクローズド型の最終処分場があることが分かっております。この中で、管理棟と埋立ての施設を接続した事例というのはあまりないということが分かっております。これについては、事務所などの常時、人がいる管理棟、こちらと埋立ての施設を接続することによりまして、建築基準法等の様々な法的な制約を受けてしまう、そういったことや管理棟の構造が小規模施設であるのに対し、埋立ての施設が大規模な構造になっておりますので、全く構造が違うことから、接続することによる費用対効果的なメリット、こういったものも考えていかなければいけないと思っております。管理棟と埋立施設を接続することによる様々な要因等については、基本計画をこれから作成していきますので、この中で整理、検討させていただいて、今後の方針は其中で決めていきたいと思っております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） 検討をよろしくお願いいたしますと思います。

そして、先ほどの話の中に学習のために、広域の小中学校の生徒に施設の見学を例えばカリキュラム、授業の中に取り入れる。小学校の低学年、あとは高学年になったら、もうそういうところへ見学させる、そういう取り入れを考えることによって、子供たちにごみに対する教育ができるかと思えます。その辺、これ広域だけの問題ではなくて、学校教育も関係します。ただ、考え方として、そういうような考え方を持っていただき、関連のところで協議してそういう方向に持っていくかどうか、この辺をお伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長（島田志野） 小中学生の視察の受入れですとか、教育という部分についてのご質問であります。渋川市、吉岡町、榛東村の小学校におきましては、現在社会科学習の一環ということで、小学4年生が組合の一般廃棄物の処理施設について施設見学をしておるような状況がございます。現在その見学受入れについては、小学校と直接やり取りをさせていただいていますが、その中で日程調整等も行っております。現在稼働中の最終処分場であるエコ小野上処分場につきましても広域圏内の小学校に見学していただいておりますので、次期最終処分場についても引き続き見学を受け入れてまいりたいと考えております。

また、次期最終処分場が建設された後には、各市町村の教育委員会ですとか、または各小中学校の校長会等ございますので、こういったところにも出席させていただいたり、また通知文も発送させていただいたりすることで、幅広く学習に役立てていただけるよう、広報していきたいと思っております。

議長（安力川信之議員） 8番。

8番（廣嶋 隆議員） エコ小野上処分場を見学すれば、当然ビデオが作成されて、ビデオを見ることがあります。当然、次期処分場に対しても教育ビデオ、例えば一般の人に対するビデオ、また先ほど小学4年生等に対するビデオ、これ中身が当然違ってくると思うのです。その辺も考えていただいて、ビデオを見ることによってごみ減量化に対する学習ができる施設だと、迷惑施設ではないのだというようなことを強調していただきたい。そういうビデオ制作に対してはどのようなお考えをお持ちかお聞きいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) ビデオの作成ということでご質問いただきましたが、現状のエコ小野上処分場では、大人向けといいますか、視察でいらっしゃる方用というようなビデオを作成しております。ですが、次期最終処分場につきましては、今議員からもありましたように、子供向けのものなどもし作れば良いなというところを含めて、ぜひ前向きに検討したいと思います。

議長(安力川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 次の質問でございます。基本的には建設する敷地内を水平に造成することが想定されますが、建物の支持地盤を含めて、令和6年4月から実施してきた測量及び地質調査の結果について伺います。

議長(安力川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 測量及び地質調査の結果でございますが、まず今回の業務は大きく分けて4つの測量を実施しております。1つ目が、各種測量及び調査を実施するための基準点を定める基準点測量。2つ目は、基準点に基づいて地形や構造物などを測定し、平面図を作成するための現地測量。3つ目は、道路などの構造物建設に伴う設計をするために地形や構造物を測定して、縦断面図、横断面図を作成するための路線測量。4つ目は、土地や境界などを調査、測定し、用地取得などに必要な資料及び図面を作成するための用地測量となります。

また、地質調査につきましては、2つの調査を実施しております。1つ目は、地盤の強度や土質、地層構成、また地下水の有無を確認するボーリング調査。2つ目が、道路の舗装構成を決定するC B R調査となります。以上の調査により、最終処分場の建設候補地の周辺は比較的強度のある地層構成であり、20メートル掘り進めても地下水が認められなかったため、処分場建設候補地としては問題ない土地という結果が出ております。

議長(安力川信之議員) 8番。

8番(廣嶋 隆議員) 問題ないという結果が出ているということで安心をいたしました。

次に、測量及び地質調査に基づいて配置計画、造成計画を行うわけですが、基本計画の策定の進捗状況について伺いいたします。

議長(安力川信之議員) 事務局長。

(事務局長島田志野登壇)

事務局長(島田志野) 組合では、吉岡町から候補地として報告を受けた場所の中から測量や地質調査を行い、基本計画の策定を進めてまいりました。このたび、おおむねの施設配置計画の案ができましたので、基本計画は、こちらの策定の完了が見込まれるところでございます。

また現在、最終処分場施設整備の基本計画の案につきましては、今後開催する地元住民の説明会の中でもご報告したいと準備を進めておりますし、また組合議会の3月臨時会の後には、議員全員協議会の開催をこれからお願いをさせていただきたいと考えておりますので、この中でもご説明をしていきたいと考えておるところですので、よろしくお願いいたします。

議長(安力川信之議員) 8番。

8 番（廣嶋 隆議員） 計画についての開示は、地元説明会で行われています。これ説明会が終わった後、ホームページ上にこういうものを載せるという考えはあるのでしょうか、お伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 現在、広域組合がホームページのトップページに、「次期最終処分場」という項目を設けさせていただきました。こうしたこともございますので、最終処分場の施設整備基本計画につきましても、策定できましたらホームページに掲載したいと思います。

議長（安力川信之議員） 8 番。

8 番（廣嶋 隆議員） 次に、搬入路についてお伺いいたします。

既存の町道を改良、拡幅して搬入路を設置する場合には、道路管理者である町が主体となって道路整備を行う場合があります。これは循環型社会形成推進交付事業の場合、搬入路は交付金の対象外となります。そこで、搬入路の整備は吉岡町が行うのか、または広域組合が行うのか伺います。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 焼却灰等の搬入路となります吉岡町道の1149号線でございますが、組合が事業主体として整備をするものとしております。

なお、こちらの搬入路に係る整備は、議員のおっしゃるとおり、循環型社会形成推進交付金の交付対象外にはなっております。

議長（安力川信之議員） 8 番。

8 番（廣嶋 隆議員） 搬入路については、まだ未整備であります。道路の勾配、横断勾配は約10%程度と極めて急になっておりました。冬期搬入を考慮すると、道路の勾配は最大6 %程度に抑える場合が多いと言われておりますが、搬入路の整備についての見解をお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 搬入路の整備についてでございますが、道路の構造令に基づきまして、極力現況の地形と同程度の縦断勾配となるように、設計をしておるところです。理由といたしましては、現況の勾配と大きな差が生じてしまいますと、盛土や切土の量も増加しまして、周囲の土地へ与える影響も増大してしまうこと。また、本計画道路が主として最終処分場への焼却灰等の搬入道路であること。こうしたことから、速度を出すような道路ではないということで考えております。

なお、建設候補地の周辺は積雪地区かつ寒冷地区には該当しないため、冬期を考慮しての縦断勾配の規定などはありませんが、勾配が急であるということに変わりはありませんので、冬期における積雪時の対応としましては、業者と除雪の契約も締結していきたいと考えております。

また、施設の運転管理業務を行うことになる業者には、冬期間における搬入路の確認は徹底させていきたいと考えております。

議長（安力川信之議員） 8 番。

8 番（廣嶋 隆議員） 施設内に見学者用の駐車場の確保はできるのか。そして、見学者用の出入口と搬入

車の出入口を安全確保のため別々に設けることを考えているのか、この辺をお伺いいたします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 駐車場につきましては、見学について、大型のバス等が来る可能性もあろうかと思
います。そうしたところも含めて、基本設計の中で検討していきたいと考えております。

答弁漏れがございました。入り口を分けるかということにつきましても基本設計でしっかり検討して、
またお示ししたいと思います。

議長（安力川信之議員） 8 番。

8 番（廣嶋 隆議員） 搬入路の幅員についてはどのように考えているのか、通常、見学となると大型観光
バスが当然来るわけです。そうすると、幅員についてもダンプ等の幅員と同じようになるのかなと。2 台
が往復で行き来できる幅は当然できないと思いますが、この辺の考え方はどのように考えるかお願いま
す。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 搬入路でございますが、片側 1 車線で幅員については、路肩の幅員 0.5 メートルを
含めまして片側 3.25 メートル、それから全幅員では 6.5 メートルということで今現在考えておりますので、
これであれば大型バスの擦れ違いも可能かなというふうには思っております。

議長（安力川信之議員） 8 番。

8 番（廣嶋 隆議員） ほかの施設等を見学に行ったときに、搬入路、進入路等については、非常に植栽が
あって、搬入路が桜並木みたいにきれいに整っているところが多いように感じられました。今回考えてい
る搬入路には、そういう両脇に木々の植栽を検討しているかどうかお伺いします。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 植栽についてということでご質問いただきましたが、組合が搬入路として整備をし
ます吉岡町道の 1149 号線、こちらは沿線上、全てが杉林になっており、非常に緑豊かな場所となっております。
そうしたことから、当初から町道沿線上に桜等を植樹するということは現在想定はしておりません。

また、町道拡幅のための用地購入の予定地につきましても道路幅が 6.5 メートルにできる必要最小限の
範囲ということで考えておりますので、道路拡幅工事後に桜のように大きく成長するような、そうした木
を植えることは難しいかなというふうに考えておるところです。

なお、組合が吉岡町道の拡幅用地を購入はいたしますが、最終的には吉岡町に吉岡町道を管理してい
ただく形で移管することになりますので、吉岡町におきましても緑化方法等について検討していただければ
ということで考えております。

議長（安力川信之議員） 8 番。

8 番（廣嶋 隆議員） 以上で 8 番の一般質問を終わります。

議長（安力川信之議員） 以上で 8 番、廣嶋隆議員の一般質問を終了いたします。

通告の順序により発言を許します。

1 ハラスメント対策。2 スラグ撤去と搬入記録。

15番、小池春雄議員。

(15番小池春雄議員登壇)

15番（小池春雄議員） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

ハラスメント対策です。アンケート調査により実態把握が必要ではと思いましたというふうに題しておきました。ハラスメント問題を何回か取り上げておりますけれども、昨年2月の議会におきましても取り上げましたが、この問題は全国各地で問題となっております。直近では、前橋市の部下に対するパワハラが報道されておりました。新聞報道やテレビ報道でもこの問題がたくさん報道されております。これらハラスメントを防ぐには、一人一人の自覚と指導であると思います。さきの議会でアンケート調査を行い、ハラスメントのない職場環境の構築をとの質問に対しまして、管理者から検討したいという回答を得ておるところであります。現在の取組、そして今後の課題、方針を伺うものであります。

2点目でありますけれども、スラグ撤去と搬入記録であります。まず、1点目でありますけれども、小野上最終処分場のスラグ撤去であります。小野上最終処分場工事においても、これは議会でも問題となり、調査特別委員会が立ち上がり、私が委員長として12回の調査を行い、この間、1期工事と言われる場所については、大同特殊鋼株式会社に対し3回の撤去要請を行いました。しかし、事は進まずにいましたが、管理者から撤去させるとの回答があり、委員会として撤去においては裁判も辞さず、臨むよう強く要請し、委員会が閉会となりました。だがしかし、あれから6年の歳月が過ぎようとしておりますけれども、依然として小野上処分場の搬入路は片づけが進まず、その状態のままであります。議員も多くの人が入れ替わり、そのときを知る人も少なくなっております。これまで何度も大同特殊鋼株式会社と撤去の交渉を行っていますが、出てきた回答は、跡地利用のときには話合いに応じる程度でお茶を濁されて現在に至っております。撤去が決まったものがいまだ解決していないことは、正副管理者にも当然責任がありますし、そのことをほっておいた議会議員にも大きな責任があるというふうに私は思っております。

渋川市の古巻公民館では、建設予定地がスラグにより地下1メートルまで汚染され、渋川市が独自に撤去したと。そして、その撤去費用を搬入者、排出者に求めておりますけれども、そうであれば、小野上の処分場の取付け道路3か所にあり、そのまま存置されているスラグも同じように広域組合で片づけて、そして大同特殊鋼株式会社に、あるいは搬入者に請求をしていくということが正しいのではないのでしょうか。この順番は、小野上処分場のほうが先に出ている問題でありまして、後から出ている古巻公民館のところというのは、市の予算で撤去をして、そして大同特殊鋼株式会社に請求をするというふうになっておりますから、であれば、その前から問題になっております小野上の3か所の取付け道路にありますスラグは、広域組合のお金で撤去する、これが私はまさに筋だというふうに思いますので、ぜひともこれに対しても責任ある対応を求めていくべきだというふうに私は思っております。

小野上処分場のスラグ問題が責任ある形で処理されなければ、今度は吉岡町の番ですから、同じように問題が発生したとしても、いつになっても改善が図られないようであれば、これは吉岡町もこの最終処分場を受けることはできないというふうになると思います。当然ある問題は早く解決すると言ってこそ住民の信頼が得られるものだというふうに思っております。

それから、令和6年10月議会で、エコ小野上処分場にありますがスラグの撤去のために、まずは私がお金

を出してもいいから調査をさせてくれと言いましたら、島田事務局長が「小池議員のおっしゃる方法であったとしても、大同特殊鋼株式会社を超えてこちらのほうで進めるというわけにはいかない部分がございますので、繰り返しになりますが、大同特殊鋼株式会社との個別契約ということをして進める形で取らざるを得ないので、現状では難しいというふうに考えております」と回答しました。そこで、お聞きします。エコ小野上処分場を小池議員のおっしゃる方法で調査するのに、大同特殊鋼株式会社を超えてできないということは、いつの間にか広域圏から大同特殊鋼株式会社に所有権が移転した、もしくは管理者をはじめ事務局が、いつの間にか大同特殊鋼株式会社の社員になったような立場ということでしょうか。いつからエコ小野上処分場は大同特殊鋼株式会社の持ち物になったのかをお聞きします。

それから、群馬県が情報開示請求をして、983台のスラグがエコ小野上処分場に搬入されていることにつきまして、これまでこれを裏づける資料として群馬県から株式会社佐藤建設工業の作業日報が出ているが、そこにR C 40の記載がある。佐藤建設工業のR C 40とはスラグ混合碎石のことです。渋川市の古巻公民館の試験表にもしっかり書いてありますけれども、これらについて、どのようにお答えをするのかお尋ねをします。

それと、もう一点でありますけれども、これは令和4年3月9日で、これは渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員、角田喜和さんが渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者、高木勉様に質問状における質問をしました。そして、質問状における回答について、令和4年3月9日付で事業の質問状に対し、下記のとおり回答しますという回答書が来ております。この中に、平成25年1月8日にエコ小野上処分場に搬入された切り込み碎石40―0がどこに使用されたのか根拠を示し、説明することを求めています。この中では様々なことを述べられておりますけれども、納品書による総体的数量が分かることから、その数量と指定された期間の出来高数量を差し引いた図式で計算すると、約5,500立米が仮設工事として使用されていると推定できますというふうに回答しております。ということは、これにも写真が添えられておりますけれども、皆さんはご存じだと思いますけれども、こういう形でここに使ったのは切り込み碎石40―0を入れましたよというので、くい打ちの機械が立っていて、それでこのところに碎石がずっと敷かれているというものが示されております。このことを確認したいのですけれども、平成25年1月8日付で角田議員が切り込み碎石40―0がどこに使われましたかということについては、先ほど述べたようにそこですというのがここで示されておりますけれども、機械を据え付けて、くいを打つのに、いわゆるサンドマットというのですけれども、サンドマット工法といって、そこに巻いて、機械を載せて、そこでくいを打つと。何百本も打ったかと思うのですけれども、それに使ったという証拠の写真がこのように出ているのですけれども、そちらには島田さんに言うんですけれども、これ今取りあえず皆さんに出した回答ですから、確認の上で間違いございませんねということを確認して、1回目の質問とします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 小池議員より質問をいただきました。まず、1問目のハラスメントの関係をご答弁申し上げます。

まず、令和6年2月の定例会で、アンケート調査について検討しますということでございましたが、広域組合ではハラスメントのアンケート調査を今年度実施をいたしました。事務局の対象職員は全部で29名、

職員につきましては会計年度の職員も含めた形で行いましたが、回答率86.2%でございました。無記名の方式という形で進めさせていただいております。また、消防の対象職員も総勢で全てで151名ということでございますが、回答率は78.8%でございました。調査については事務局と同じ方法で行っております。

アンケート調査の内容になりますけれども、まず大きく2つの設問になりましたが、職場でハラスメントの被害に遭った経験がありますかというようなハラスメントの有無、それと2つ目としては、ほかの職員がハラスメントの被害を受けているのを見たことがありますかという、非常にそういうよくあることではありますが、そういった設問を用意をいたしまして、具体的にどういったことがあったかというのを書けるような、そういったところも用意をして行っております。アンケート調査につきましては、そのような形で進めまして、出てきましたものについてはアンケートの調査の中でハラスメントを受けたという回答した職員も1名おりました。また、ハラスメントの被害を見聞きしたという職員も2名ほどおりましたので、そうしたことを受けて、今後どのようにしていくかという考えになりますけれども、現在事務局の職員の構成につきましては、先ほど小池議員からもご質問ありましたが、各市町村からの派遣職員もおります。また、消防本部から出向している職員もおります。こうした職員を考えると、約30%、そうした職員がおりますので、職員間の信頼関係の構築というのはもう必要不可欠だというふうに考えております。ハラスメントへの理解と意識が職員に深まるように取り組んでおりますけれども、アンケートの結果もございますので、こういった今回の調査を実施したことで、職員にハラスメントの牽制ですとか、パワハラ防止の意識の醸成ができて、ふだんの言動においても職員が気をつける抑止効果ができたかなというふうには考えております。また、定期的に相談窓口の周知も繰り返して行いながら、ハラスメントの相談体制があることを職員に伝えていきたいと考えております。

しかし、相談の内容ですとか状況に応じて、より慎重な対応が求められるケースですとか、またハラスメントの行為を受けた職員が心身に不調を来すおそれなども考えられますので、現在も人事評価のときに個別の面談、こういったものを年4回行っておりますので、こうした機会の中で、上司と部下が直接対話をする場で、体調がどうかとか、困り事はないかだとか、またそういった心配事などを聞き取る、そういったことで信頼関係の構築を図り、アンケート調査も毎年実施をしながら、相談体制の強化と併せて、ハラスメントの防止に取り組んでいきたいということを考えておるところでございます。

また、スラグ碎石の関係でございます。先ほど小池議員からは、エコ小野上処分場がいつの間にか大同特殊鋼株式会社のものになってしまったのかという、そういった質問でございましたが、これにつきましては、現在も当然のことながら広域組合の所有でございます。

ただ、前回の議会の一般質問の中でもご答弁申し上げましたとおり、繰り返しになりますが、小野上処分場につきましては、渋川地区の広域市町村圏振興整備組合で使用された大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定というものを大同特殊鋼株式会社と組合のほうで結んでおりますので、その中で第3条には費用負担についても記載がございます。こうしたこともございますので、勝手になかなか組合のほうで調査をしたいということになりましても、大同特殊鋼株式会社のほうと、やはりこの基本協定がある限り、しっかりやり取りをしながら進めていかなければならないというところには変わりはないということでご承知おきをいただければと思っております。

また、平成25年のときのサンドマット工の話であったでしょうか。これにつきましては、平成25年の1

月から8月までは仮設工事や造成工事、また地盤改良工事、それから被覆設備工事を行っておりました。サンドマット工につきましては、地盤改良工事で山砂を所定の数量使用しておるということで、佐藤建設工業から納品された切り込み碎石については、納品の数量としては6,060立方メートル納品されております。この碎石は、以前からお話しておりますように、補強土壁の下部に約553立米、残りの5,500立米につきましては、主に仮設工で使用したということで、場内の仮設道路の整備、また作業場の確保、地盤改良工事、こうしたものの補足として使わせていただいたということで、繰り返しの答弁になりますが、そういったことでご承知おきをいただければと思っております。以上です。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） まず、ハラスメント問題についてでありますけれども、私は質問というふうに思っていなかったのですが、議事録を振り返ってみましたら、アンケート調査もどうですかといったら、市長のほうも渋川市は以前に職員に対するアンケート調査がございまして、それは当然のことですが、議員からもパワハラがあったというような回答があつて、やはり行う方と、それを受ける方の意識が違うものですから、それは受けた人が受けているのだということになれば、これはパワハラであつたり、セクハラであるということが分かっていたものですから、そんなふうに思っている中、この1年間の中で成田市であるとか、これはどこでしたか、これは三重県ですか、「消防職員33人を処分、強盗・署内で性行為・同僚への詐欺…パワハラやセクハラも新たに確認」だなんて、33人が処分されるだとか、ハラスメントで消防署長ら2人が懲戒処分あるいは広域組合の管理者が処分されるだとか、西白杵では26人のパワハラを判定とか、本当にこの1年間でも枚挙にいとまがないというのですか、物すごい数でやっぱりあるので、お互いがそういう意識を持つことによって、私はハラスメントというのは減らせるのだというふうに思っております。

そういう中で、先ほどの回答で、ハラスメントというか、そういう意識調査をしたというふうなことがあったものですから、こういうことが後にはやっぱりこれがブレーキになるのだと。また、受ける側の職員のほうもパワハラ、セクハラというものを絶えず日常の業務の中でアンケートをすることによって、意識を持つと、持っていくということが大事なことであつて、大変よかったと思っておりますので、引き続きハラスメント対策には十分留意していただきたいというふうに思っておりますけれども、できればこの中で一番人数の多い、あつてはならない場所なのですから、みんなのいます消防署というのは縦の世界なものですから、微妙なところがありますけれども、各部の方が見えておりますので、消防署のほうでは、まさにこういうことに力を入れて今教育しているというものがあれば、ちょっと挙げてください。

議長（安力川信之議員） 山田消防長。

（消防長山田知巳登壇）

消防長（山田知巳） 小池議員のほうから質問いただきました消防本部におけるハラスメント対策についてお話しさせていただきます。

5点ほどございます。まず初めに、組織トップの消防長の意思の明確化、2点目といたしまして、ハラスメントに係る通報及び相談をしやすい環境づくり、3点目といたしまして、ハラスメントやその予兆の早期覚知、4点目といたしまして、研修の実施、5点目といたしまして、職員相互で不適切な言動を牽制

し合える良好な関係の構築でございます。

1 点目でございますけれども、消防長の意思の明確化ということで、年度当初に所属長に対して訓示を実施しております。今年度に当たりましては、基本に戻ってほしいということでお伝えさせていただきました。一度それぞれの基本に戻って、仕事の本質、職場環境の在り方、職員個々の取組、接し方など基本に立ち返り、継承すべきこと、見直し、改善すべきことを判断しながら、積極的に業務に推進してほしい。また、職員が互いに尊重し合い、働きやすい職場であり続けるよう、特に各種のハラスメントについては、しない、させない、許さない、自分がしない、人にさせない、絶対に許さないという信念の下、所属長が先頭に立って環境づくりをお願いしたい旨、強く要請したところでございます。所属長への訓示など、全職員へ訓示の内容について書面にて伝達をしております。

2 点目のハラスメントに係る通報及び相談しやすい環境づくりでございますが、渋川地区広域市町村圏振興整備組合職場におけるハラスメントの防止に関する要綱に定める相談員について、年度当初に全職員に周知しているところでございます。相談員につきましては、職名による相談員が事務局の消防本部それぞれの総務課長とされておりまして、事務局長が指定する相談員2名、消防長が指定する相談員2名の計6名が指定されており、事務局、消防本部双方の相談員への相談が可能なことから、単独の組織に比べ、相談しやすい環境でございます。また、群馬県総務部消防保安課内に群馬県消防職員ハラスメント等相談窓口が設置されており、相談窓口の対応は消防保安課次長、消防係長とされております。総務省消防庁のハラスメント等相談窓口は、消防庁消防・救急課内に設置されており、専用回線及び電子メールでの相談を受け付けております。群馬県消防職員ハラスメント等相談窓口、総務省消防庁ハラスメント等相談窓口ともに匿名で相談を行うことができ、相談をしやすい環境は整備されているものと考えております。

3 点目のハラスメントやその予兆の早期発見でございますが、各所属長をはじめ、係長等が日頃から部下職員と円滑なコミュニケーションを図り、組織としてハラスメントやその予兆を早期に覚知し、深刻化する前に適切に対応できるように指導しております。

4 点目の研修の実施でございますが、今年度は令和7年1月30日、31日の2日間、外部講師に依頼し、係長代理以上の職員を対象に、消防組織臨時マネジメント研修、消防職員のパワハラ対策ということで実施をいたしました。2日間で76人の職員が受講いたしましたところでございます。また、総務省消防庁主催のハラスメント相談窓口相談員向けウェブ研修会をハラスメント相談窓口の相談員1名が受講したところであります。昨年度は、同じく外部講師による不祥事防止、ハラスメント防止研修を実施し、消防学校入校中等の職員を除く149名が受講いたしました。ハラスメントに対する正しい理解とハラスメントを防ぐための方策等について学んだところでございます。

5 点目でございますが、職員相互で不適切な言動を牽制し合える良好な関係の構築であります。管理職員の目の届かないときと場所においても、ハラスメントの発生を防ぐためには、職員一人一人がハラスメント防止に向けた自覚を持ち、自らの言動を律し、職員相互で不適切な言動を牽制し合える良好な関係を構築することが重要と考えております。管理職員による部下職員と定期的な個人面談、所属内の職場ミーティングなどを行うことにより、職員の気づきを促す取組や風通しのよい職場づくりに努めてまいりたいと思います。

全国的に、ハラスメントは約60%が中堅職員以上により行われております。特に所属長をはじめとする

管理職員によるハラスメントは、指摘や相談しづらいものとなっておりますので、県内消防でのハラスメント事案が報道された直後の所属長会議におきまして、所属長同士、不適切な言動がないか、お互いにチェックするよう、強く指導したところでございます。以上です。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） ハラスメント対策につきましては、引き続き適切な指導をよろしくお願いいたします。

それでは、スラグ問題に入りますけれども、私、先ほど質問したのは、皆さんもご存じのように、小野上処分場のところには今取付け道路の3か所をボーリング調査をして、そこのところが基準値を上回るスラグが相当な厚さで入っているということが分かっております。それで、管理者が片づけさせますよということでこの委員会の任務は終わったかと、ということで閉じた。そのときの委員会の決定というのは、管理者が片づけてくれと、しかし大同特殊鋼株式会社が片づけられないという場合には裁判まで辞さずと、強力にやってくださいということを言って、その委員会が閉じたという経緯があるのです。それからもう6年がたっていますが、まだ依然としてそのままになっている。

しかし、片や古巻公民館のところも聞くとところによると、何センチ入っているか知りませんが、土壌汚染が1メートルまでいっているということがあって、渋川市の予算でそれを撤去して、そしてその撤去費用を大同特殊鋼株式会社に求めていくということで決定したようです。そうであれば、私は同じように取付け道路にあるスラグ撤去というのは、古巻公民館と同じような形でこれを撤去することができると思うし、そのようにすべきだというふうに思いますけれども、この辺についていかがでしょうか。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 古巻公民館の件もお話が出てまいりました。古巻公民館については、先に撤去をして、また費用を大同特殊鋼株式会社にお願いをしていくというようなことのようにございますが、広域組合につきましては、先ほどもご答弁申し上げた中にございましたが、基本協定が結ばれておる関係がございますので、そちらの中でしっかりやり取りをしながら進めていかなければならないという部分もございます。そういったところで、なかなか進められないというのも正直あるところでございます。

また、当時の議会の議長等にご尽力いただきまして、まずは跡地利用に絡めてしっかり撤去していくことは考えてはいただけるという、費用を持っていただけるということもお約束もいただきましたので、まずそこについても引き続きこちらでは跡地利用を進める中で、しっかりまた協議をしていきたいというふうに考えております。まずは基本協定がありますので、それに従って進めていくということでございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 基本協定というのは、これは全く別な問題ですよ、この問題は、管理者が撤去させますよということで、そこでスラグ問題調査特別委員会があってこれ12回開いたのです。これは相当な量なのです。その中の会議の中で、これそうなのですよ、特別委員会のこれ資料なのです。これだけやっているのです。これだけやって、12回、それで出た回答というのは、管理者のほうで片づけるということで、だったらもうこれ以上委員会をやってもしょうがないですよって。そのときは、撤去するのであれば、曖昧ではなくて、相手が応じなければ裁判も辞さず、やってみないということで、これ議会の意思なので

す、私ではないのです。私ではない。議会の意思なのです。それは議会の意思というのは、管理者がそう言ったことを受けて、では管理者がそこまで言うのだったら、管理者のことは、それは信頼します。だから、管理者に裁判も辞さずやってくれという、これが議会の強い決意なのです。これ全会一致で決まったことなのです。喉元過ぎれば忘れるという話ではなくて、ですから先ほど言ったように、古巻の場合というのはスラグがあったけれども、これは市費を投じて、まずは撤去を指示して、そしてこれを大同特殊鋼株式会社にかかったお金を求めていくという方法を取りましたよね。であれば、条件はこちらの皆さんが言っている小野上処分場の取付け道路のほうが早いわけですから、こちらのほうから早くやってほしいというのが私の質問なのです。

そうでないと、今PFOAとかPFASとかがいろいろ問題になっています。これはみんなフッ素化合物によります汚染ですよ、水質汚染です。ほっておけば、これが多量にあるわけですから大変なことになると。それが後になると、あそこの小野上地域あるいはその北のほうの水源にいる人たちの生活用水にも直結する問題ですから、だから危険なものは早く除去しましょう。私はもう今まで大同特殊鋼株式会社は言うことを聞かないのだったら、広域組合でお金を出して、それを撤去すればと言っているのです。協定とかそんな話ではないです。毒物があるものに、相手待ちではなくて、もうこれは危険だと言ったらいいではないですか、管理者。広域圏で2億かかろうが、3億かかろうが、お金を出してでも私は今後においても危険なものは撤去することによって、やっぱりちゃんとしたことを広域組合はしてくれるのだということであれば、次の吉岡町もそれを受けることは可能だと思うのです。でも、それでももう事が起きたら横を向いているのではなくて、問題が起きたらすぐ改善するということを私は決断したほうがいいと思うのです。ぜひこのことを管理者、副管理者がいますので、一緒に協議をして、早く広域組合のお金で大同特殊鋼株式会社が応じなければ撤去するという方向にかじを切ってほしいと思いますけれども、管理者はいかがでしょうか。

議長（安力川信之議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 小野上の処分場の件でございますけれども、進入路にスラグがあるということは、これは大同特殊鋼株式会社も承知していることですし、広域としても認識しているところであります。そういったものがそこにあるということについては、これはふさわしくない、そして健康被害が心配されるということでもありますので、できるだけ早く撤去をされることが望ましいと私も今でもそう考えております。

ただ、どうやってこれを大同特殊鋼株式会社との協議の中で負担を求めて撤去するかということが必要であります。今までも様々な形で協議を進めてまいりました。そして、行政手続法ですとか様々な法的手段も事務局のほうで検討をし、あるいは交渉をしてきたところであります。そういったことはなかなか難しいということで実現はしておりません。裁判も辞さずという思いはありますけれども、果たして裁判をして、それが結果が出るかどうかという問題もあります。広域圏の負担も考えながら、今後適切な対応をしてまいりたいと考えております。大同特殊鋼株式会社とも協議を重ねて、跡地利用と併せて協議をするというところまで来ておりますので、さらに協議を重ねて大同特殊鋼株式会社に負担を求め、そして撤去してまいりたいと思っております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 管理者、このことというのはもう6年前とかで同じことを言っているのですよね。

私は、ですからいつまでも解決しませんから、これはもう広域組合で本当に管理者と副管理者が3人いますから、これで協議して、広域組合のお金で、もういつまで待っても応じないですよ。この協定を見ても、今までの大同特殊鋼株式会社の調査特別委員会を開いてる間も3回も請求しているのですよ。でも、全然これには応じないのです。これ見ても、全くもう応じないことは確かなのです。あれからもう6年たってもまだ応じないのですから、もう応じない。だけれども、ほっとけばどんどん、どんどん土壤汚染しますから、もう広域組合のお金で私は撤去すべきだと。そうすれば、私は吉岡町でも、町長にも理解をしてもらって、副管理者でもみんなそういうものは撤去してくれと。次は、今度吉岡町の番ですから、何か問題が生じたときに、また広域組合ではやりませんというふうなことになる大変なことになりますから、ですからやっぱりちゃんと広域組合で発生したことというのは、最後になれば業者が悪いにしても、ちゃんと広域組合が責任を持って片づけてくれるのだなという安心が必要だと思うのです。そのためにもぜひ管理者、管理者会議で早いうちによく協議をして、私は撤去の方向で協議を進めていただきたいというふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。もう大同特殊鋼株式会社のことは当てにしないで。

議長（安力川信之議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 撤去には相当な費用もかかることでもあります。そういった費用負担をどうやって実現していくかということを含めて管理者、副管理者等々と協議をしてまいりたいと考えます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） それでは、管理者、管理者、副管理者会議で副管理者が同意の中で、撤去に向けて、お金がかかることですから、それに向けてこれから協議をしていくというふうに私は理解してよろしいでしょうか。

議長（安力川信之議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 大同特殊鋼株式会社の負担によって撤去が実現できるように管理者、副管理者等で協議をしてまいります。

（「違って、広域でやるかどうかの……」と呼ぶ者あり）

大同特殊鋼株式会社の負担も含めて、広域でどうすべきか検討してまいります。

（「大同特殊鋼株式会社は置いておいて、広域単体でもやるかどうか再三聞いているんだから」と呼ぶ者あり）

ですから、大同特殊鋼株式会社との協議も含めて、広域でどう対応するかを考えてまいります。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 管理者、これまで何回も、当然最後には大同特殊鋼株式会社には最初から求めるのですけれども、今でもう応じないという現実がありますから、いつまで待っても仕方ありませんから、広域組合で率先して、まずは撤去して、そして大同特殊鋼株式会社にその負担を求めていくというやり方が一番いいと思うのです。同じことを古巻公民館でもしていますよね。私は同じような方向でやっていた

だきたいということを確認したいということなので、すみません、ちょっと曖昧なように聞こえますから、そこをはっきり渋川の古巻公民館と同じ方式でやっていただけますか。これは、古巻公民館であれば、それは渋川市長として担当でできますけれども、広域組合という会議ですから、広域組合の正副管理者会議の中で決定すれば、それは可能なことです。私はそういうふうにしていただきたいと思いますと思うのですけれども、そうしていただけますかと聞いているのですけれども。

議長（安力川信之議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） その点も含めて管理者、副管理者等で協議をしてまいりたいと思います。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） それでは、あとは私たちがそれぞれの自治体の副管理者の尻をひっぱたいて、ぜひ一緒に協調して片づけてほしいと。そうでないと、次に今度は吉岡町に番が回ってきたときに、小野上もちゃんとこういうふうになりましたよと。だから、もしも何か間違ったことがあっても、同じことが言えるわけです。同じようにちゃんと広域組合として間違った事案が発生したなら、広域組合の責任でそれは責任を取ってくれと。これは吉岡町が単独でそれは業者任せで、業者が悪いのだからといって広域組合ができるということはないのですよということにもなりますので、しっかりとした対応が求められるというふうに思っております。

それから、先ほど言いました島田事務局長から回答がありました、私がお金を出してでもそれを撤去したほうがいいということに対して大同特殊鋼株式会社と相談するというのですが、何で大同特殊鋼株式会社に相談するのですか。あれ大同特殊鋼株式会社の持ち物ではないですよ、広域組合の持ち物ですよ。撤去のときというのは、私も何回も言いましたけれども、3者協定、これを撤去するとかというときは、それはそうなのです。やっぱりあそこでスラグも何も入っていないのです。スラグ撤去ではないです、エコ小野上処分場にはスラグなんて何も入っていませんから。でも、3者協定のところというのは大同特殊鋼株式会社も認めている取付け道路です。あそこのところに3か所をさんざん調査して、そこにはもう入っていると、そのことを指しているのです。3者協定って、これを指しているのです。エコ小野上処分場には、皆さんの言っているようにスラグは入っていないという考えでしょう。だったら、そこには大同特殊鋼株式会社と相談を何ですする必要がありますのですか。これ広域組合の持ち物を調査するのに、何で大同特殊鋼株式会社の許可が要るなんて、そういうばかげたことを平気で言い出すのですか。そういうことはあり得ない話でしょう。どうですか、そこを確認します。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） エコ小野上処分場についてということでございますので、そちらにつきまして小池議員が自費で調査しようと思うがというようなことでございました。エコ小野上処分場の調査は議員が行いたいという質問であっても、これについてはエコ小野上処分場につきましては、既にボーリング調査等も行っており、分析調査も行っております。最初の調査については、施工を行いましたJVもこちらのほうの調査も……

（「そんなこと聞いていないよ」と呼ぶ者あり）

行っていますし……

（「聞いていることを答えるんだよ」と呼ぶ者あり）

エコ小野上処分場については、こちらとしてはもうスラグは入っていないということで考えております。ですが、そこについて、またさらに調査をしたいと、個人的に調査をされたいというお話でございましたので、既に入っていないというところについて、まだこれ以上の調査をすることは必要はないというふう

に組合としては考えております。

ただ、そのところを……

（「答えは要らないから、どいて」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。

（「駄目だ、そんなのは」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 全然聞いていることに答えていないのですよ。あなたが大同特殊鋼株式会社の許可が必要だというから、ここに持っていますが、渋川地区広域市町村圏振興整備組合で使用された大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定というのです。使用された基本協定なのです。でも、ここに書いていないのです。エコ小野上処分場を私が調査をさせてくれと言ったら、この協定に合わせるのがあなたたちでしょう。これ協定のどこにそんなことが書いてありますか。でたらめなことを言うのではないよ。これ全部読んでみて、関係ないでしょう。エコ小野上処分場がどこが関係ある。どこか関係あったら言って、関係あったら。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 基本協定につきましては、小野上処分場についてということで、エコではありません。

ただ、エコ小野上処分場の先ほど来からおっしゃっている調査につきましては、既にJVでもそちらの調査を行っており、その中には入っていないということを言っておりますので、そうした中でもう一度やっってくださいという話をしたら、なかなか応じてもらうことは難しいだろうという、そういった見解でございます。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） もう時間稼ぎをするのではないよ、本当に。私が私の金で調査させてくれと言ったら、あなたが言ったのは、大同特殊鋼株式会社と相談しなければできないって言ったのです。だったら、いつの間にか大同特殊鋼株式会社にエコ小野上処分場を売ったのだという話なのです。これ広域組合の持ち物ですよ。そのところを私が調査させてくれと言ったら、基本協定まで持ち出したのです。基本協定はそんなこと何にもないですよ。

こんなことをやると時間が終わってしまうからもう一点、これは、しつこくまたやりますけれども、先ほど私が言いました、角田議員が広域組合に出した質問状に対しまして、角田議員は「切り込み砕石40—0がどこに使われましたか」という質問に対して、皆さんが答えたのは、「納品書による総体量が分かることから、その数量と指定された期間の出来高量を差し引いて計算すると約5,500立米が建設工事で使用

されていると推定します」とある。5,500立米、仮設工事に使用しているという、皆さんがこれ回答書をよこしたのですよ、これ持っています。それはどういう写真かという、これは4枚つづりで皆さんが出したのです。これを見ると、地盤改良工事といいまして、要するにここにサンドマット工法と言っていますけれども、そのとおり切り込み碎石を引いて、そこのところにくい打ちをしましたよね。これに使ったと言っているのです。先ほどのあなたの回答ですと、5,500立米ですから5,500立米を幅6メートルぐらいの道路に、そして長さが50メートルぐらいのところに五、六十で引いたら、道路が10メートルも高くなっちゃうそうなんです。そんなことはあり得ないので、ここではちゃんとサンドマット工法、後日、ここで答えているのは、地盤改良工事に使いましたというふうに皆さんがこれ回答しましたよね。これは間違いないですね。見せましょうか、これ。見せましょうか。間違いないですね、回答してください。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 地盤改良工における機械の転倒防止等、そういったことに使用したので間違いないかということでありますけれども、これについては山砂の使用、こういったものは地盤改良工の機械の転倒防止に使用したかということではありますが、サンドマット工については、地盤改良工事はエポコラム工法というものを選定しておるそうです。攪拌機で土を攪拌しながら……

（「ちょっと待ってよ。質問にちゃんと答えてよ、ちょっと」「自分が出したんだから間違いないんでしょということ」と呼ぶ者あり）

ということで、こちらについては間違いないという形に、重量のある機械を支える形になってまいりますので、サンドマット工が重機が転倒したりするのを防ぐ目的で使った仮設工のものということで考えております。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 今まで皆さんの言うことが二転、三転しているから私確認したのです。回答書ってあるのですけれども、これ角田議員が出したのは、質問の内容は「平成25年1月から8月にエコ小野上処分場に導入された切り込み碎石40—0がどこに使用されたのか、根拠を示し、説明することを求めます」という質問なのです。持っていますよね。それについては、その回答の中で、「約5,500立米が仮設工事と使用されていると推定できます」というから、ほかに使うことはないのですよね。先ほど言いましたように、それ以上の5,500立米ですから、切り込み碎石ですと、ダンプで983台です。900台、とんでもない量なのです。それで、道路に使ったのだったら道路があふれてしまうのです。ですから、くい打ちに使ったのですねと、そして皆さんのほうからくい打ちに使用したというので、ここに付けてきた写真というのは皆さんが出したとものですよ。これ間違いないですよというふうに理解してよろしいですね。もう一度確認しますけれども、これ提出したのは事務局長であったり、ほかにいる総務課長とかそういうものも皆さんが目を通していらっしゃると思うのです。皆さんと協議しても結構ですから、間違いないですね。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（何事か呼ぶ者あり）

休 憩

午後2時57分

議長（安力川信之議員） 暫時休憩。

再 開

午後2時59分

議長（安力川信之議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 角田議員にお渡ししました回答書については、道路仮設工として道路には使っておりますが、奥のくい打ち機のほうには使っていないという形であったかということですので、それについては間違いございません。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） 道路に使ったって書いてあるではないですか、ここに。何が奥のなのよ。道路に使ったって書いてあるではないですか、よく読んでみなさいよ。何、そんないいかげんなことを言っているの。道路に使ったって書いてあるわね。大体これが間違いか、間違いでないかと聞いているのです。これうそが書いてあるのか、これが本当なら本当でいいのですよ。

議長（安力川信之議員） 事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 道路の仮設工には使っておりますので、間違いありません。

議長（安力川信之議員） 15番。

15番（小池春雄議員） ですから、角田議員に出したこれは、皆さんが責任を持って間違いはないですということを確認してよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

様々な問題はありましたけれども、要するに角田議員が出した回答には間違いはないということで確認をいたしました。先ほど私がちょっと詰めて言うと都合が悪くなるのだから何か知らないけれども、そうすると、皆さんのところに逃げる癖があって、でもここには出来高数量の差引きで計算すると約5,500立米が仮設工事と言っていましたね。これ仮設工というのは、くい打ちのほかにはないのです。ここに使ったと、RCをとということで理解しましたので、それでは私の質問は終わります。

議長（安力川信之議員） 以上で15番、小池春雄議員の一般質問を終了いたします。

閉 議

午後3時02分

議長（安力川信之議員） 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。
これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長（安力川信之議員） 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 2月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、議員の皆様にお忙しい中、2月定例会を開催していただき、ご提案申し上げました各議案に対し、慎重ご審議の上、ご議決を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。審議の過程で賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、執行に当たり十分に配慮し、今後の広域行政に反映してまいります。

寒さ厳しい折ではありますが、議員の皆様方におかれましては健康管理に十分留意の上、さらなる広域運営推進のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

閉 会

議長（安力川信之議員） これをもって令和7年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時03分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 安 力 川 信 之

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 高 野 佳 美

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 小 池 春 雄

議 員 全 員 協 議 会

(2月20日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開 会	3
管理者挨拶	3
報告事項	3
閉 会	6

令和7年2月渋川地区広域市町村圏 振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第1日

令和7年2月20日（木曜日）

出席議員（15人）

1番	高野佳美	議員	2番	善養寺孝	議員
3番	板倉正和	議員	4番	田村なつ江	議員
5番	田中猛夫	議員	6番	生方勇二	議員
7番	飯塚憲治	議員	8番	廣嶋隆	議員
9番	清水健一	議員	10番	田邊寛治	議員
11番	安力川信之	議員	12番	茂木弘伸	議員
13番	望月昭治	議員	14番	角田喜和	議員
15番	小池春雄	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	南千晴	副管理者	伊勢久美子
事務局長	島田志野	消防長	山田知巳
消防本部長	角田泰紀	消防署長	原孝二
会計管理者	生方茂樹	総務課長	根井邦彦
事業課長	外丸正一	清掃センター長	荒井一浩
環境クリーンセンター所長	横手和敏	消防本部長	萩原勇人
消防本部長	狩野設衛	消防本部長	石田正外
総務課長	狩野健一	消防本部長	藤木雅
企画財政係長	山本豊彰	消防本部長	関口剛士
事業課管理係長		事業課施設係長	

事務局職員出席者

書記長	石北 仁	書記	都丸 健一
書記	町田 直哉	書記	鶴巻 大輔

開 会

午後 3 時 11 分

議長（安力川信之議員） これより議員全員協議会を開きます。

ただいまの出席議員は15人です。

管 理 者 挨 拶

議長（安力川信之議員） 報告事項に入る前に管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 本日は、2月組合議会定例会でお疲れのところ、議員全員協議会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本日ご報告いたしますのは、組合有地と渋川市有地の交換についてであります。内容につきましては事務局長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

報 告 事 項

議長（安力川信之議員） 報告事項（1）、組合有地と渋川市有地の交換についての説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 本日は、議員全員協議会を開催していただき、誠にありがとうございます。広域組合と渋川市の間で貸借をしております土地の交換についてでございますが、これにつきましては、以前より組合と渋川市で協議を進めてきたところでございますが、対象地の一つである消防署の西分署が完成いたしましたので、交換対象となる土地の面積が確定いたしました。そのため本日、議員全員協議会におきましてご説明させていただくものでございます。

別添、議員全員協議会資料の組合有地と渋川市有地の交換についての1ページをお願いいたします。1の交換理由からご説明をいたします。組合では、消防署の南分署を皮切りに、消防庁舎の建て替えを実施しておりますが、過去には受益者負担として各市町村で用意していただいた用地に消防庁舎を建設しておりました。近年は、組合で用地を取得する方針に変わっておりまして、そうした中で令和3年度に完成した南分署は組合で新たに民地を取得したため組合の有地に、令和5年度に完成いたしました東分署は、一部民地を取得いたしました。それまでの用地を利用し、建て替えたということもございまして、組合有

地のほか渋川市有地も借用している状態でございます。また、令和6年度に完成した西分署は伊香保中学校東の渋川市有地に建設をし、土地を現在借用している状態です。

一方、JR渋川駅の東に位置する渋川すこやかプラザ内の渋川市子育て支援総合センターが設置されています土地は、組合から現在渋川市に貸与をしております。こうしたことから、西分署の完成に合わせて、渋川市から組合が借用しております組合庁舎の土地も含めた組合と渋川市の間で貸借している土地を交換し、整理したいというものでございます。

2の交換の対象となる土地であります、表をごらんください。この表に記載している地積は全部事項証明書によるものであります。また、評価額は不動産鑑定士による評価額を参考とし、組合及び渋川市、それぞれの土地等適正審査委員会において協議をされ、承認を得たものとなっております。

なお、説明資料の後ろに参考資料といたしまして、交換の対象となる土地の位置図及び公図を添付しておりますので、併せてごらんをお願いいたします。

まず、(1)の渋川市有地、こちらについては組合が取得する土地であります、組合事務所の庁舎の土地が2筆、また消防署東分署の土地が1筆、消防署西分署の土地が2筆、合計5筆ございまして、面積的には4,076.43平方メートル、こちらの評価額が7,598万2,914円でございます。

2ページをお願いいたします。(2)の組合有地になりますが、これは渋川市が取得する土地になります。渋川すこやかプラザの中の土地が6筆、2,112.21平方メートルになります。評価額については7,075万9,035円でございます。渋川市有地と組合有地の差になりますが、地積ですと1,964.22平方メートル、評価額になりますと522万3,879円となります。こうしたことから、渋川市有地の分が高いことになっておるということでございます。

そこで、3の交換の方法になりますが、上記2、(1)の渋川市有地の計5筆、それと(2)の組合有地の計6筆、こちらの交換といたしますが、評価額が等しくないことから、その評価額の差額として522万3,879円を組合から渋川市へ支払うことで、この評価額を等しくし、交換するというものでございます。

以上で組合有地と渋川市有地の交換についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は1人3問まで、自席にて発言をお願いします。

ご質疑ありませんか。

5番、田中猛夫議員。

5番（田中猛夫議員） 本来ここで聞くべき事項ではないかもしれませんが、質疑をさせていただきます。

西分署の残地541番地の13、これ市有地として18.64平米を交換をするということでございますけれども、541の13の残りの残地、所有者と面積、それと残した場合、市はどのように活用する計画でいるのかお聞きします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） まず、西分署の残地になりますが、390.30平方メートルになります。

（「3,000」と呼ぶ者あり）

390.30平米。

（「残りが」と呼ぶ者あり）

残りがであります。渋川市の利用方法については……

議長（安力川信之議員） 伊勢副管理者。

（副管理者伊勢久美子登壇）

副管理者（伊勢久美子） 西分署の541の13の残地の使い方についてご質問いただきました。渋川市の使い方とのことですので、市の立場でお答えさせていただきます。

確認いたしました。組合との協議の中では、市のほうでここを除雪の雪等の置場として活用したいといった、そういうお話をして調整を図ったというふうに聞いております。

議長（安力川信之議員） 5番。

5番（田中猛夫議員） 私も建て替えの新築のときに行ったのですが、職員の駐車場に使われていますよね。ならば、341平米くらいで除雪の基地にならないでしょう。だったら一体的にこのところを広域に譲り渡して、広域のほうで利用したほうが、消防車が入ってくる道も非常に狭いし、災害なんかがあったときに使えるということで、今後この利用については広域に渡したほうがいいのではないかと。確定もしないで、何もそのままにしていくなら、今回ですね、組合も訓練場もゆったりできるし、近隣に駐車場もないわけですから、ぜひそのように検討したほうが有効だと思いますけれども、市の見解をお聞きます。

議長（安力川信之議員） 伊勢副管理者。

（副管理者伊勢久美子登壇）

副管理者（伊勢久美子） 交渉の経過についてそのように聞いておりますが、今のお話も受けまして、再度検討のほうを進めていきたいと思えます。

議長（安力川信之議員） 5番。

5番（田中猛夫議員） ぜひ早く結論を出していただいて、売り渡したほうがいいですし、かつて賃貸借でも結構ですが、しっかりと跡地利用についてしないと、ぜひこの300平米、無駄な土地になってしまいますね、また。ですから、ぜひ広域も今後いただいて、しっかりと大きな面積でやったほうが将来的に消防の職員の訓練の場所であったり、車両の出入りの場所、あんな狭いところに入ってくるわけですよ、大型が。あれはもう見たけれども、やっと入ってくるような道で入ってくるわけでしょう。出てくるときだって、時間がかかりますよね、回ってくるのだから。少しでも、スムーズな消防活動をする訓練の場所、これと出入口をしっかりと確保して、場所が場所ですので、ぜひ検討していただきたいと思えます。これについては答弁は結構です。

議長（安力川信之議員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

閉 会

議長（安力川信之議員） 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後３時２５分